

# 資 料 編

「群馬県環境基本計画2016-2019」進捗状況調査結果

環境問題に関する県民意識アンケート

群馬県環境審議会委員名簿

群馬県環境基本計画策定の経過

群馬県環境基本条例

SDGs と実施施策との関係

## 「群馬県環境基本計画2016-2019」進捗状況調査結果

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

「群馬県環境基本計画2016-2019」に定める施策展開の方向ごとに、個別事業の実施状況、環境指標の状況を経年的に把握、点検することにより、今後の施策事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせるとともに、本県環境行政に対する県民の理解を促進することを目的とする。

#### (2) 調査対象事業及び調査対象年度

調査対象事業は、環境基本計画の体系に基づく、環境関連施策217事業（別紙一覧表・再掲事業を含む）であり、2019（令和元）年度の実績に対する調査である。

##### ※平成28年度で終了した事業

- ①小水力発電に係る調査支援
- ②地中熱利用システム導入支援

##### ※平成30年度で終了した事業

- ①太陽光発電事業マッチング
- ②小型風力発電風況調査

#### (3) 調査年月 2020（令和2）年7月

#### (4) 調査方法

下記①～③について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施。

- ①各事業に関して、事業のねらい、事業概要、現状認識、今後の方針・課題
- ②成果（結果）を示す指標の推移
- ③事業評価

## 2 事業評価の集計結果

事業評価 施策展開の方向		A: 概ね妥当と考える B: 部分的見直しが必要 C: 大幅な見直しが必要 D: 廃止・休止の方向			
		A	B	C	D
I 地球温暖化の防止	事業数	36	3		
	構成比%	92.3	7.7		
II 生物多様性の保全・自然との共生	事業数	27	7		
	構成比%	79.4	20.6		
III 森林環境の保全	事業数	11			
	構成比%	100.0			
IV 生活環境の保全と創造	事業数	58	7		1
	構成比%	87.9	10.6		1.5
V 持続可能な循環型社会づくり	事業数	25	3		
	構成比%	89.3	10.7		
VI 全ての主体が参加する環境保全の取組	事業数	33	5		1
	構成比%	84.6	12.8		2.6
計 (217事業)	事業数	190	25		2
	構成比%	87.6	11.5		0.9

※各構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならないところがある。

○概ね妥当と考える事業は87.6%

×廃止・休止方向の事業

- ・市町村景観形成基本計画策定補助
- ・環境新技術の導入促進

### 3 施策展開の概要

#### (1) 地球温暖化の防止

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 温室効果ガスの排出削減による低炭素社会の実現		
温室効果ガス排出の計画的削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「温室効果ガス排出削減計画」など3つの計画制度合計で約400の事業者（延べ数）から提出があり、内容の審査を実施した。</li> <li>・計画の提出義務がある事業者の内4事業者に対し現地調査を行い、温室効果ガス排出抑制に向けた取組状況の確認を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017（平成29）年度の家庭部門でのCO<sub>2</sub>排出量は、基準年の平成19年度と比較して2.3%減少しており、減少傾向が定着するよう更に改善を進める必要がある。</li> <li>・既存施策の更なる推進と新たな施策に取り組む。</li> </ul>
省エネルギー対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における温暖化防止行動の定着を図るため、県と市町村、関係団体等が連携し「ぐんまエコスタイル推進」としてクールシェア（286施設）・出前講座講師の派遣（40回）を実施した。</li> <li>・県有施設の省エネルギー対策として、ESCO事業の推進やLED直管型照明の導入、エコカー導入などを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の目標達成のためには、今後、更なる対策の強化が必要である。</li> <li>・県有施設の省エネ改修の計画的な実施、ESCO事業の導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組む必要がある。</li> </ul>
自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの普及、啓発活動やWEBサイトの運営のほか、社内エコドライブ推進体制の整備・維持のための支援を実施した。</li> <li>・燃料電池自動車の普及を図るため、平成27年度に行政・水素エネルギー関係事業者・自動車メーカー・関係団体等からなる協議会を設置し、普及に向けた課題について協議・検討・共通理解を深めるとともに、試乗会等を開催して機運の醸成を図った。</li> <li>・子供のころから公共交通に親しんでもらう取組として、県内の小学校13校でバスの乗り方教室を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの普及に向け、引き続き関係事業者への啓発・支援を進める。</li> <li>・燃料電池自動車の普及に限定せずに、国や民間事業者等と連携して、水素エネルギーの普及啓発やコンソーシアム設立を進め、環境エネルギー分野における異業種交流を図る。</li> <li>・公共交通の利用者を増やしていくためには、県民のマイカー依存からの意識転換とともに、公共交通の利便性向上が不可欠であることから、利便性向上施策と連携して公共交通の利用促進を進めていく。</li> </ul>
県民による自主的取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコアクション21への認証登録支援として、事前説明会や集合コンサルティングを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きエコアクション21認証登録への意識啓発、支援を行うと共に、エコアクション21認証・登録支援事業（自治体イニシアティブ）への参加率向上のため、事業PRの方法について検討する。</li> </ul>
県民や民間団体の温暖化防止活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページ、広報資料等を活用し、群馬県地球温暖化防止活動推進センターの周知に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化の現状及び温暖化対策の重要性について啓発・広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び温暖化防止活動を行う民間団体の支援も行う温暖化防止活動の重要な拠点であることから、引き続き、機会を捉えてセンター及びセ</li> </ul>

		ンターの活動を広報し、活動を支援する。
<b>② 再生可能エネルギーの普及・拡大</b>		
再生可能エネルギーの普及・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用太陽光発電設備等導入資金融資制度を継続し、26件、総額37,155千円の融資を決定した。</li> <li>県ホームページに太陽光発電事業の「登録候補地リスト」及び「登録発電事業者リスト」を掲示し、候補地と発電事業者のマッチングを図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日照時間が長く、全国平均よりも一戸建て住宅の割合が高い本県にとって、住宅用太陽光発電設備は再生可能エネルギーの普及に有効であることから、融資を継続する。また、固定価格買取制度による売電単価の下落や発電した電力を自家消費するための設備の普及といった市場動向を注視しながら、制度を運用する。</li> </ul>
<b>③ 二酸化炭素の吸収源対策</b>		
森林等の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林が有する多面的（的）にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援するとともに、条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。</li> </ul>
<b>④ フロン類の排出抑制による温暖化対策</b>		
フロン類排出抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定解体工事元請業者へのアンケート調査、第一種特定製品の管理者への立入指導、（一社）群馬県フロン回収事業協会との共催でフロン回収技術講習会を開催し、啓発等に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロン充填回収技術講習会の開催や出前なんでも講座等の説明会による啓発等に努める。</li> </ul>

○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
・ 県内温室効果ガス排出量 (※森林吸収量等を含まない)	千 t-CO <sub>2</sub> /年	H25	18,699	H29	17,923	R2	18,423
・ 環境G S 認定等事業者	事業者	H25	2,560	R 元	3,036	R 元	4,600
・ LED式の信号灯器の整備率	%	H26	約49.4	R 元	60.7	R2	62.0
・ 再生可能エネルギー導入量	kWh/年	H26	40億	H30	53億	R 元	52億
・ 燃料用チップ・ペレット生産量	m <sup>3</sup> /年	H26	20,997	R 元	118,875	R 元	110,000
・ 間伐等森林整備面積	ha/年	H26	2,267	H30	2,286	R 元	3,500

## (2) 生物多様性の保全・自然との共生

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
<b>① 生態系に応じた自然環境の保全と再生</b>		
多様な生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎情報の収集を目的に、「良好な自然環境を有する地域学術調査」を群馬県自然環境調査研究会に委託して実施した。</li> <li>・通常の調査報告書とは別に、2014（H26）年度から2017（H29）年度にかけて武尊山周辺で実施した調査の報告書を取りまとめた。</li> <li>・本県の生物多様性地域戦略として策定した「生物多様性ぐんま戦略」における個別事業の進捗状況調査を実施し、県ホームページで調査結果を公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術調査によるデータの蓄積は、施策の策定に必要な基礎情報として重要であり、今後も地道な調査活動を継続する必要がある。</li> <li>・引き続き策定した戦略を広く県民に周知し、「生物多様性」に対する認知度を上げ、保全と持続可能な利用をバランスよく進める施策につなげていく必要がある。</li> </ul>
水辺空間の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川幅を十分確保するなど、河川が有している自然の復元力を活用できるように配慮した事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、環境に配慮した河川改修を推進し、護岸に配慮するだけでなく、河道計画や河岸・水際部の設計についても環境上の機能を確保し、生物の成育、生息、繁殖環境を保全する。</li> </ul>
尾瀬の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジターセンターの管理運営を尾瀬保護財団に委託し、ミニツアーによる尾瀬の自然解説、ビジターセンター、公衆トイレ、木道などの公共施設の維持管理を行った。</li> <li>・大清水～一ノ瀬間の低公害車両による営業運行が5年目となった。再訪者に加え、新たな利用促進に向け、更なる周知を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾瀬の保護と適正利用の推進のためには、利用者に対し尾瀬の自然について認識を深めてもらうことが大切であり、現地における活動が不可欠である。尾瀬は県民共通の財産であり、全国的にも知名度の高い国立公園であることから、今後も多くの人々が利用出来るよう、ビジターセンターの充実に努める。</li> <li>・大清水～一ノ瀬間の低公害車運行は、利用分散化に寄与しているが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業や低公害車の運行状況調査等を実施する。</li> </ul>
<b>② 野生鳥獣害対策と外来生物対策への取組</b>		
野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正管理計画の計画期間（5年）が終了となるシカ及びイノシシについて、新たに計画を作成した。</li> <li>・適正管理計画を策定しているシカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、カモシカについて、現状の把握や対策の検討を行うため、関係者による会議等を開催し、被害軽減に係る対策を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関等と連携して、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策、「知る」対策を一体的に推進する。対策に取り組んだ地域では効果が現れているものの、野生鳥獣による農林業被害や生態系被害、生活環境被害は依然として深刻な状況にあり、継続した取組が必要である。</li> </ul>
外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クビアカツヤカミキリ対策として、各種講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに指定される特定外来生物に留意し、引き</li> </ul>

	会の開催、邑楽館林地域における国交付金を活用した対策、ぐんま緑の県民基金事業による市町村への補助、庁内関係所属による連絡会議の設置、隣接県と連携した情報共有体制の構築など各種対策を講じたほか、関東地方知事会議を通じた国への要望を行った。	続き特定外来生物についての周知を図る。特にクビアカツヤカミキリについては、「予防対策事業」「防除対策技能向上事業」「具有施設防除対策事業」の新規事業に取り組むことで、被害の拡大防止を図りながら県民への周知啓発に努める。
<b>③ 自然とのふれあいの拡大</b>		
ふれあいの「場」の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立公園の歩道や園内道路、公衆トイレなどの補修や維持管理を、地元と協力しながら実施した。</li> <li>・ 指定管理者による安全で快適な環境の提供、適切な案内、施設の効果的、効率的な管理・運営とあわせ、老朽化した歩道等の改修や園内下刈、企業との連携による森林整備等を実施し利用者の安全性・利便性を向上させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立公園は魅力的な自然環境を有し、気軽に自然と触れあえる場として地域の観光資源の中心となっている。地域の自然環境を保全するとともに、利用者の利便性の向上や安全を確保するため、計画的・継続的な管理・整備を実施していく。</li> <li>・ 老朽化した公園設備の維持管理については、全ての森林公園を均一に管理・整備するのではなく、各森林公園の特徴や緊急性を考慮し、優先順位をつけながら段階的な整備を行いつつ、利用者の利便性・安全性の向上を図る。</li> </ul>
ふれあいの「機会」の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン・ツーリズム推進体制確立のために関係者による情報提供、意見交換を実施した。</li> <li>・ ぐんまグリーン・ツーリズムホームページの活用を図るため、ホームページの更新を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン・ツーリズム推進体制確立のために関係者による情報共有、意見交換を実施する。</li> <li>・ 農泊推進のため、モデル地区への支援（モデルツアーの実施、PR動画制作等）や、農泊を担う人材育成（インストラクター講座）、農家民宿開業のための研修会を行う。</li> </ul>
ふれあいを深めるための「人材」の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自然の家において主催事業プログラムの充実を図るとともに、出前講座等、施設外での自然体験活動プログラムを継続的に提供し、参加者数の増加を目指す。</li> </ul>

#### ○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
・ 尾瀬学校等による自然環境学習の実施率	%	H27	54.4	R 元	46.5	R 元	100
・ 野生鳥獣による農作物被害額	千円	H26	424,050	R 元	337,746	R 元	250,000
・ 森林公園利用者数	千人/年	H26	483	R 元	431	R 元	540
・ 自然体験活動等に係る事業への参加者数（県立青少年自然の家3施設合計）	人/年	H26	2,542	R 元	3,353	R 元	2,800

### (3) 森林環境の保全

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 公益性の高い森林の保全		
公益的機能の高い森林づくり	・豪雨等により荒廃した溪流や山腹崩壊において、治山ダム工等の治山施設を設置するとともに、手入れ不足で荒廃した森林の整備を行って、公益的機能の高い森林づくりを行った。	・山腹崩壊地や荒廃溪流等の復旧整備や公益的機能の低下した保安林の整備によって、水源の涵養や山地災害防止を図るものであり、今後も県民の安全・安心を確保するため積極的に実施していきたい。
持続利用可能な森林づくり	・森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。 ・集約化施策を図るため、森林経営計画等の作成支援と技術者育成について普及指導した。	・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。 ・効率的かつ安定した事業量を確保するためには、森林経営計画による計画的な森林施策が必要である。これら集約化施策を実施するための森林経営計画作成支援と技術者育成について引き続き実施する。
森林を支える仕組みづくり	・「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取り扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出しなどを実施し、森林ボランティア団体の活動を支援した。 ・人材発掘のためのツアー、林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図った。	・「森林ボランティア支援センター」による情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなどのサポート機能を高め、森林ボランティアに取り組み団体等を支援する。 ・新たな若手就業者の確保を目的とした就業前研修と、就業者に対する技能・技術向上を目的とした研修等の実施や雇用環境の整備・改善のための対策は、林業県ぐんまの林業労働を担う従事者の安定的確保と定着率向上を促進し、森林環境の保全を図るために必要不可欠である。

#### ○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
		H26		H30		R 元	
・間伐等森林整備面積（再掲）	ha/年	H26	2,267	H30	2,286	R 元	3,500
・守るべき松林の松くい虫被害量	m <sup>3</sup> /年	H26	719	R 元	467	R 元	420
・治山事業施工面積（累計）	ha	H26	318	R 元	556	R 元	600
・保安林指定面積（水源かん養保安林） （累計）	ha	H26	59,785	R 元	60,228	R 元	60,300
・森林ボランティア団体会員数	人	H26	4,968	R 元	4,647	R 元	5,500
・森林経営計画区域内の林道・作業道の 新設延長（平成23年度からの累計）	km	H26	227	R 元	975	R 元	1,300
・素材生産量	m <sup>3</sup> /年	H26	278,120	R 元	378,509	R 元	400,000



#### (4) 生活環境の保全と創造

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
<b>① 水環境、地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進</b>		
水質汚濁・地下水汚染の防止	<p>・計218地点（うち県実施分は31地点）の河川・湖沼で水質を測定した。河川・湖沼の水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握することができ、また、水質保全施策の基礎データとすることができた。</p> <p>・概況調査を実施した151井戸（うち県実施分は99井戸）のうち、「硝酸性窒素」が21井戸で、「鉛」、「砒素」及び「テトラクロロエチレン」がそれぞれ1井戸で地下水環境基準を超過した。</p> <p>継続監視調査を実施している49井戸（うち県実施分は33井戸）では、濃度は概ね前年並みで、地下水環境基準を満たす地点もあった。</p>	<p>・河川の環境基準（BOD75%値）達成率は85.0%で、ここ数年の傾向と変わらない。長期的には改善傾向にあるが、全国平均（H30：94.6%）と比較すると依然として低い。引き続き、長期的に評価する必要があり、測定体制の水準を維持するとともに、新しい環境基準項目等については、国交省・各市とも連携し、測定地点・測定頻度も含めた体制整備を行う。</p> <p>・平成31年度概況調査の環境基準達成率は84.1%で、全国平均（H30：94.4%）と比較すると依然として低い。「硝酸性窒素」については、代表地点を定めた継続監視を行っているが、これまでの調査結果を踏まえて地点見直し作業を行い、令和2年度から新しい地点で監視を行う。</p>
地盤沈下の防止	<p>・地盤変動量を把握するため、134地点で一級水準測量を行った。</p>	<p>・県全体の地盤沈下は沈静化の傾向を示していると考えられるが、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはないため、監視の継続が必要である。関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱対象地域を中心に今後も一級水準測量を実施し、地盤沈下の状況の把握に努める。</p>
土壌汚染対策の推進	<p>・有害物質使用特定事業場に対する立入調査を行い、法制度の周知及び有害物質の適切な取扱い等について指導を行った。</p>	<p>・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場等の立入調査において、構造基準等を遵守するよう事業者指導を行う。</p>
<b>② 大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止</b>		
大気汚染の防止	<p>・一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において、大気汚染の常時監視等を実施した。</p> <p>・光化学オキシダントは、全ての測定地点において環境基準を達成できなかったが、他の環境基準設定項目は、全ての測定地点で達成した。</p>	<p>・光化学オキシダント及びPM2.5については本県だけではなく、広域的な大気汚染問題であり、自治体の枠組みを超えた広域的な対策が必要である。</p>
騒音・振動の防止	<p>・自動車騒音の常時監視や新幹線騒音の測定を実施した。</p> <p>・東日本旅客鉄道㈱高崎支社及び東日本高速道路㈱高崎管理事務所への要望活動を実施した。</p>	<p>・環境基準達成状況は概ね良好であることから、現状の取組を継続する。</p> <p>・新幹線騒音については環境基準の達成率が低いことから、沿線市町と協力して要望活動を粘り強く実施し、達成率の向上に努める。</p>
悪臭の防止	<p>・市町村職員を対象に臭気測定研修会等を開催し、臭気測定方法の習得を図るとともに、におい</p>	<p>・今後も同様の市町村支援を行う。</p> <p>・畜産公害の発生を防止し畜産環境の保全を図る</p>

	<p>センサーの貸出し等による市町村支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止法や水質汚濁防止法に対応するため、臭気低減対策や畜産排水に係る研修会を開催した。</li> </ul>	<p>ため、巡回指導、研修会の開催、啓発資料の配布等を実施する。</p>
<p><b>③ 有害化学物質による環境リスクの低減</b></p>		
有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気3地点（各地点2回）、公共用水域（水質・底質）4地点でダイオキシン濃度の測定を実施したところ、全ての地点で環境基準値未満であった。</li> <li>・特定粉じん排出等作業の届出のあった42件（県受付分）について、作業現場に立入検査を行い、養生等の飛散抑制対策の実施状況について監視・指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境監視については、全体的な排出量は減少傾向にあることから、効率的かつ計画的に実施する。</li> <li>・平成29年度から強化している建築物の解体現場への立入検査を引き続き実施し、令和3年4月施行（一部規定は段階施行）予定の改正大気汚染防止法の周知及び事業者指導も行う。</li> </ul>
有害化学物質の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の排出量の多い事業所周辺の環境調査（PRTR環境調査）を県内6地点で実施した。</li> <li>・いずれの調査地点においても発生源の影響を少なからず受けていることが示唆されたが、環境基準が設定されている項目について、各地点で基準値の超過は見られなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出排出量の多い事業場について、周辺への環境調査を継続し、その影響の把握に努め、必要に応じて事業者指導を実施する。</li> </ul>
<p><b>④ 放射性物質への対応</b></p>		
中長期的な視点での環境監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境放射能水準調査では、国から受託した調査項目を完全実施した。また、県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏443か所の空間放射線量率の測定を行った。</li> <li>・県民の安全安心につなげるため、食品、水道水等の放射性物質検査を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国から環境放射能水準調査を受託し、環境放射能の水準を把握するとともに、市町村と連携し、生活圏の空間放射線量率を監視する。</li> </ul>
情報の共有化、広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏443か所の空間放射線量率の測定を行い、マッピングぐんま（地図情報）で公表をした。</li> <li>・県内各分野での放射線対策の状況をまとめた「群馬県放射線対策現況」を作成し、公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県・市町村の各放射線対策の実施主体間で、情報共有するとともに、県民にわかりやすく情報提供をする。</li> </ul>
<p><b>⑤ 快適な生活環境の創造</b></p>		
快適な環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適で清潔な「美しいふるさと群馬」を守ることを目的に、春・秋の環境美化月間等での環境美化活動を実施した。</li> <li>・緑化運動推進期間中に県内各地で苗木配布会や緑の募金活動を実施したほか、県植樹祭を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県環境美化運動推進連絡協議会活動について、会員数の減少等もあることから、今後も会員の意向を勘案し、活動の見直しを検討する。</li> <li>・緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。</li> </ul>
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産及びその周辺環境のモニタリング調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産及びその周辺環境のモニタリング調査</li> </ul>

	<p>を行い、概ね良好に保存されていることを確認した。</p> <p>・県文化財保護審議会を2回開催し、1件の指定等を行った。</p>	<p>を継続することにより保存を図る。</p> <p>・文化財の保護・保存・活用を図るため、今後とも指定、登録、選定を継続して行う必要がある。このため、文化財保護審議会と同専門部会を開催し、指導助言のもと、文化財の適切な保護管理を進めていく。</p>
地産地消の促進	<p>・「ぐんま地産地消推進店」、「同優良店」の情報について、ホームページで情報発信するとともに、地産地消推進店・直売所ガイドブック「群馬のいい味この味」を40,000部発行し、関係各所に配布、県民、来県者に広くPRした。</p>	<p>・今後も引き続き、「ぐんま地産地消推進店」認定促進に努めるとともに、それらの取組の充実を図り「同優良店」認定数増加に努める。また、取組に対する気運を醸成するため、観光分野と連携したPR等、情報発信の一層の充実を図る。</p>
<b>⑥ 里山・平地林・里の水辺の再生</b>		
里山・平地林・里の水辺の整備	<p>・野生獣の出没抑制など、地域の安心・安全な生活環境の改善を図るため、市町村と地域住民等との協働による里山40ha、竹林22haの整備を支援した。</p>	<p>・里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、引き続き支援する。また、今後も事業を活用してもらおうよう普及啓発を図る。</p>

○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
・公共用水域環境基準達成率 (河川：BOD75%値)	%	H26	77.5	R元	85.0	R元	85.0
・汚水処理人口普及率	%	H26	77.5	H30	81.3	R元	87.4
・空間放射線量率 (0.23μSv/時間未満)	%	H27	100	R元	100	R元	100
・県植樹祭参加者数	人	H25	900	R元	1,100	R元	1,000
・一人当たりの公園面積(都市計画区域内・榛名公園、妙義公園を除く)	m <sup>2</sup>	H25	11.01	R元	11.78	R元	12.50
・エコファーマー認定者数 (延べ人数)	人	H26	4,524	R元	5,728	R元	5,520
・小規模ため池の保全・整備	箇所	H24 ~H28	8	R元	2	H29 ~R3	8

## (5) 持続可能な循環型社会づくり

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
<b>① 2Rの促進による資源ロスの削減</b>		
ごみを発生させないライフスタイルの革新の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会の事業として、市町村及び消費者団体と連携し、レジ袋削減の店頭啓発活動を41回実施するとともに、レジ袋有料化に関するアンケートを実施した。</li> <li>・ホームページ及びイベント会場等で「ぐんま3R宣言」の宣言者を募集し、増加させた。</li> <li>・「みんなのごみ減量フォーラム」を開催した。（参加者数121人）</li> <li>・啓発冊子「ぐんまちゃんのごみ BOOK」を活用し、出前講座を行った。（2回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでレジ袋削減に係る取組を中心に事業を実施してきたが、令和2年7月にレジ袋の有料化が始まるため、レジ袋の有料化に加え、プラスチックごみや食品ロスの削減などに事業目的を拡大して実施していく必要がある。</li> <li>・平成30年度に実施した「循環型社会づくりに関する県民意識調査」によると、群馬県のごみの排出量や全国の順位を「知らない」又は「あまり知らない」という回答が約75%となり、前回（平成26年度調査時）に比べ、10ポイント弱改善した。引き続き、本県におけるごみの状況や減量化に向けた取組について、広報活動など更なる普及・啓発を進めていく。</li> </ul>
市町村等が実施する2R事業への支援・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議等の機会を通じ、市町村職員に対し、一般廃棄物の排出状況分析結果や、全国おいしい食べきりネットワーク協議会における食品ロス削減に向けた取組について情報提供を行った。</li> <li>・リユース食器活用促進モデル事業を実施した。（県植樹祭、赤城ふれあいの森まつり等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出されるごみの量は、市町村により差が大きいことから、それぞれの市町村の実情に応じたごみ減量のための取組が必要である。ぐんま3R推進会議の開催や各市町村への個別訪問等により、引き続き市町村と顔の見える関係を深め、各市町村の取組を後押ししていく。</li> </ul>
生ごみの減量、食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんまちゃんの食べきり協力店の登録を飲食店、宿泊施設、小売店へ呼びかけたほか、家庭から出る生ごみを減らす「3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）」や、宴会などでの食べ残しを減らす「30・10運動」の実践を、各種広報媒体を活用して県民へ広く呼びかけた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんまちゃんの食べきり協力店」登録店舗の拡充、「3きり運動」や「30・10運動」の実践について、市町村や環境アドバイザー、関係機関・団体等と幅広く連携し、各地域や事業者への浸透と取組の促進を図る。</li> </ul>
<b>② 地域の循環資源を活かすリサイクルの推進</b>		
質の高い資源の循環的な利用に向けた普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源再生事業者と連携し、紙ごみの新たな回収体制構築への社会実験を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぐんま3R推進会議や市町村ヒアリング等において、先進的な取組事例を紹介するなど、市町村における資源ごみの回収品目の拡大や回収体制の充実等に関する助言を行う。</li> </ul>
民間の回収・処理ルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙リサイクルルートの構築に向けて社会実験を実施するとともに、第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画を策定した。市町村に対し、県民が利用しやすい容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓、新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画最終年度において目標の達成が困難な状況を踏まえ、容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみについて、県民が利用しやすい回収体制の構築や既設拠点における回収品目の拡大を図るため、市町村の一般廃棄物処理計画立案時から助言を行うよう見直しを行い、全県的な取組とし</li> </ul>

	品目の拡大について、助言を行った。	て推進していく。
リサイクル関連産業の振興	・産業廃棄物の再生利用を行う施設を整備しようとする事業者を対象とする融資制度（産業廃棄物処理施設整備資金）により、事業者の取組を支援するため、制度の周知を図った。	・令和元年度の融資実績はなかったが、引き続き産業廃棄物の処理や再生利用を行う事業者の積極的な活用に向け、新聞、ラジオなどの各種広報媒体により制度の周知を行う。
バイオマス活用システムの構築	・外部有識者で組織する「群馬県バイオマス活用推進委員会」において、平成30年度の賦存量及び利用量の状況、個別事業の実施状況を把握・点検した。	・「群馬県バイオマス活用推進委員会」を中心に、各部局で構成される「群馬県バイオマス活用推進連絡会議」と協力・連携し、計画の着実な実行を推進する。
<b>③ 廃棄物等の適正処理の推進</b>		
一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化	・一般廃棄物処理施設等の立ち入り検査を行い、市町村が実施する一般廃棄物処理に対する指導及び助言を行った。 ・市町村が広域化を協議するための組織（ブロック協議会）の設立等の調整を行った。 ・広域化による施設整備のための市町村の協議において助言を行った。	・市町村担当者への研修及び情報交換による施設の効率的な維持管理の促進を支援する。 ・立入調査等による施設の適正な維持管理のための監督指導を行う。 ・交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備を支援する。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物処理広域化を推進する。
産業廃棄物の適正処理の維持と処理施設の確保	・産業廃棄物相談員による排出事業者や環境（森林）事務所等による処理施設の立入を実施し、適正処理を指導した。 ・事前協議制度や優良認定処理業者の適正審査を実施した。 ・ホームページ「産業廃棄物情報」を通じた法改正情報等の提供を実施した。	・立入調査や適正審査の実施、適時に正確な情報提供を行うことで、産業廃棄物の適正処理が行われるよう、引き続き指導等を行う。
有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進	・平成29年度及び平成30年度に実施した PCB 廃棄物等に関するアンケート調査における未回答者に対し、フォローアップ調査を行った。 ・産業廃棄物相談員による排出事業者や環境（森林）事務所等による処理施設の立入検査を実施し、適正処理を指導した。	・過去のアンケート調査の未回答者及び PCB 含有不明機器所有者に対し、PCB 適正処理推進員による立入調査を実施し、PCB 含有確認及び適正処理を指導する。 ・PCB 調査に対し、セルフチェックシート及び最終通知を用いて効率的な PCB 含有機器等の把握及び早期処理を促す。 ・立入検査や適正審査の実施、適時に正確な情報提供を行うことで、産業廃棄物の適正処理が行われるよう、引き続き指導等を行う。
不法投棄等不適正処理対策の強化	・産廃 110 番による情報入手、産廃Gメンによる巡視、民間警備会社委託の休日夜間等事案監視、啓発広報、県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール等を実施した。	・今後も法に基づく適正指導を継続するとともに、効率的に監視指導を実施し、廃棄物の不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決に取り組む。特に新規事案は迅速に初期対応することで、

		特定した行為者等に対して重点的な指導を行う。
土砂埋立ての適正化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂条例特定事業許可件数：許可8件、変更許可1件</li> <li>土砂条例制定市町村数：27市町村（令和元年度末）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な施工に対する監視・指導や、土砂条例違反が疑われる事案に係る立入検査に重点を置き、土砂埋立ての適正化を図る。</li> <li>市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築を推進する。</li> </ul>
<b>④ 災害廃棄物処理体制の構築</b>		
広域的な災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村に対し、災害廃棄物処理計画の策定に向けた進捗状況を確認し、廃棄物処理施設の災害対策の状況を調査した上で県で作成した策定マニュアルモデル計画を活用して、できる限り計画策定に着手するよう促した。</li> <li>関東地方の都県市が構成員である「大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会」に参加し、国及び他の都県市と幅広く意見交換、情報交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物指針の改正を踏まえ、群馬県災害廃棄物処理計画の見直しを行う。</li> <li>未だ相互支援協定を締結していない群馬県災害廃棄物処理対策協議会の構成員と協定を締結する。</li> <li>関東地方環境事務所と連携して計画作成モデル事業を実施する。</li> </ul>
処理施設の強靱化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進交付金制度等の事務を通じ、平成31年度までに施設整備を計画している市町村に対し、耐震化や災害拠点化のために必要な情報提供を行った。</li> <li>「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、広域化を協議中の市町村に対し、情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等の廃棄物処理施設整備が円滑に進むよう、引き続き、循環型社会形成推進交付金制度等の事務及び各ブロックの広域化協議会等の場における情報提供により、支援を行う。</li> </ul>

○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
・県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	H26	1,051	H30	986	R元	913以下
・県民一人一日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量	g/人・日	H26	580	H30	567	R元	464
・一般廃棄物の再生利用率	%	H26	15.6	H30	15.2	R元	25以上
・一般廃棄物の最終処分量	千t/年	H26	86	H30	70	R元	79
・バイオマス利用率	%	H26	79	H30	78	R3	78
・燃料用チップ・ペレット生産量(再掲)	m <sup>3</sup> /年	H26	20,997	R元	118,875	R元	110,000
・不法投棄早期解決率	%	H26	38	R元	70	R元	50
・市町村土砂条例制定数	市町村	H26	11	R元	27	R元	24

(6) 全ての主体が参加する環境保全の取組

施策展開	2019（令和元）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 良好な環境を支える人づくり		
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、児童生徒等に対して体験型の環境学習の機会を提供した。</li> <li>・ボランティア活動に取り組む意欲のある方を公募し、幅広い分野のカリキュラムによる「ぐんま環境学校」を開講した。</li> <li>・緑のインタープリター等の講師を派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワーク、教員の研修等を行う「小中学生のためのフォレストリースクール」を実施した。</li> <li>・群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をすることにより自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、小中学校が尾瀬において少人数のグループでガイドを伴った環境学習「尾瀬学校」を実施する場合に補助金を交付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコムーブ号」を活用した「動く環境教室」事業は、教育委員会との連携により、多く活用されている。教育現場の実態に即した学習プログラムへの更新や、環境学習サポーターの高齢化により、新たなサポーターの確保が課題となっている。</li> <li>・「ぐんま環境学校」の修了生が個人の活動から地域の活動への一歩を踏み出すためのきっかけとして、修了後、環境アドバイザーに登録することとする。</li> <li>・小中学生のためのフォレストリースクールについては、高齢化等による指導者不足や学校要望（講座メニューの多様化）、指導対象の拡大などの要望に対応する必要がある。</li> <li>・「尾瀬学校」については、参加校、参加者数を増やすため、参加率の低い地域の校長会、学校を訪問してPR活動を実施する。</li> </ul>
環境情報の提供と共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習・環境活動の総合窓口として「環境サポートセンター」を運営し、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たした。</li> <li>・県の環境に関する情報を発信するためのホームページ（ECO ぐんま）を運用し、県民の環境に対する理解を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県事業や環境アドバイザーの活動を更にPRするため、環境ホームページ（ECO ぐんま）の掲載頻度を上げ、情報発信を強化した。令和元年度からは、Twitter（ECO ぐんま）を開始したことから、SNSでの積極的な情報発信を引き続き行う。</li> <li>・関係各課との連携を一層深め、ホームページの内容の充実を図る。環境に関する県の施策に加え、環境美化など県民の取組も積極的に発信していく。</li> </ul>
② 自主的取組の拡大		
県民・民間団体の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アドバイザーで構成する専門部会・委員会（自然、温暖化、ごみ、広報委員会）の定期的な活動を通して、アドバイザーの環境に関する知識の習得や環境意識の向上が図られた。</li> <li>・環境活動に継続して取り組んでいる個人・団体に対し、「群馬県環境賞」を授与し、顕彰した。日頃の活動が知事表彰という形で認められ、受賞者が活動内容の重要性を再認識し、更なる取組への意欲を高めていただくことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境アドバイザー制度は3年を登録期間としており、平成30年度から新たな登録期間が開始した。ぐんま環境学校（エコカレッジ）の修了生や、県内で開催される環境イベント等で本制度をPRし、人材確保に努めるとともに、現在登録しているアドバイザーへは研修等を行い、県が進める各施策との連携強化を積極的に行うなど、各アドバイザーが各地域で自主的に活動しやすい土台作りを行う。</li> <li>・市町村や各種団体との連携を強化し、引き続き、</li> </ul>

		地域に根ざした活動を行っている団体・個人を表彰する。
事業者の取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会の事業として、市町村及び消費者団体と連携し、レジ袋削減の店頭啓発活動を41回実施するとともに、レジ袋有料化に関するアンケートを実施した。</li> <li>県内の小学校が、環境学習促進法に基づき、県として初めて「体験の機会の場」に認定した株式会社チノー藤岡事業所にあるビオトープにおいて環境学習を実施する際に、企業に対して助言を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでレジ袋削減に係る取組を中心に事業を実施してきたが、令和2年7月にレジ袋の有料化が始まるため、レジ袋の有料化に加え、プラスチックごみや食品ロスの削減などに事業目的を拡大して実施していく必要がある。</li> <li>産学官連携により開発した学習プログラムを活用し、新たに「体験の機会の場」となり得る企業等の情報収集や訪問を重ね、産学官連携による協働事業が可能な企業及び学校の発掘を行う。</li> </ul>
行政が行う自主的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、県事務・事業に伴う環境負荷の一層の低減に向けた取組を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の目標達成のためには、今後、更なる対策の強化が必要であり、県有施設の省エネ改修の計画的な実施、また ESCO 事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組む必要がある。</li> </ul>

#### ○関連する主な指標

指標	単位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目標	
・動く環境教室受講者数	人/年	H26	4,619	R 元	7,411	R2	5,000
・環境アドバイザー登録者数	人	H26	292	R 元	280	R2	400
・ぐんま環境学校(エコカレッジ)修了者数	人/年	H26	21	R 元	22	R2	30
・森林環境教育参加者数	人/年	H26	6,530	R 元	12,428	R 元	10,000
・森林環境教育指導者数(活動登録者数)	人	H26	38	R 元	153	R 元	138
・環境教育研修講座受講者数	人/年	H26	12	R 元	17	R 元	20
・尾瀬学校等による自然環境学習の実施率(再掲)	%	H27	54.4	R 元	46.5	R 元	100
・森林ボランティア団体会員数(再掲)	人	H26	4,968	R 元	4,647	R 元	5,500



## 環境問題に関する県民意識アンケート

本県の環境を守り、将来の世代に良好な状態で引き継いでいくためには、県民の参加と協働のもとで環境施策を計画的に進めていく必要があります。そこで、県民、事業者及び関係団体の環境に関する意識や取組状況を把握し、今後の環境施策の実施に反映させるため、アンケート調査を実施しました。

### ○県民アンケート

調査対象：県内在住の満18歳以上の男女 2,000人  
抽出方法：県内全市町村の選挙人名簿から無作為に抽出  
調査方法：郵送配布、郵送回収（督促状送付1回）  
調査期間：平成30年12月14日～12月28日  
回収数：992（回収率49.6%）

### ○事業者アンケート

調査対象：県内に営業基盤を置く事業所 970事業所  
抽出方法：一般財団法人群馬県経済研究所の「2018群馬県会社要覧」に掲載されている全ての会社を抽出  
調査方法：郵送配布、郵送回収（督促状送付1回）  
調査期間：平成30年12月14日～12月28日  
回収数：646（回収率66.6%）

### ○団体アンケート

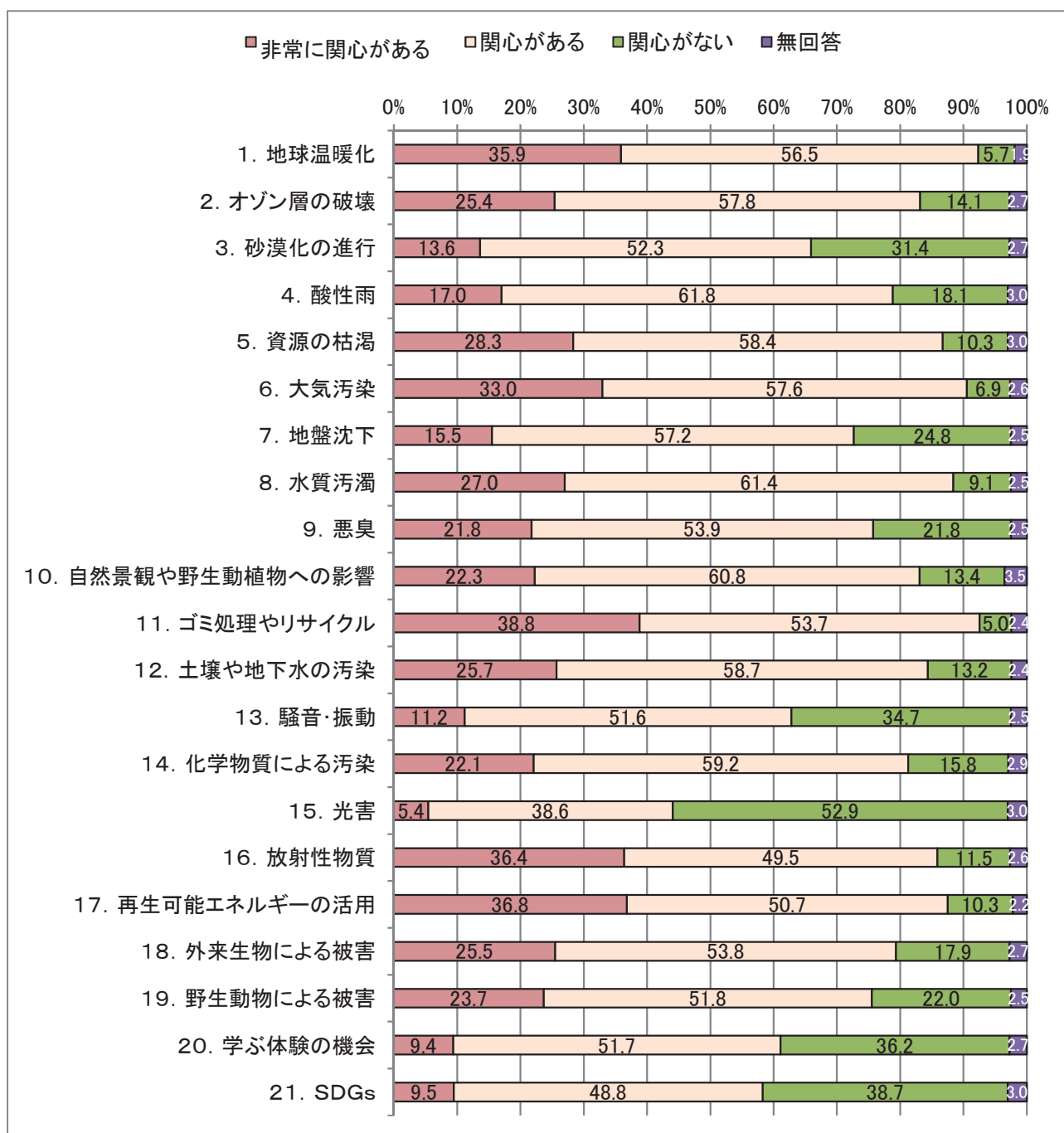
調査対象：県内に活動拠点を置く関係団体 113事業所  
調査方法：電子メール送付、電子メール回収  
調査期間：平成31年3月1日～3月15日  
回収数：46（回収率40.7%）

※各グラフは四捨五入の関係で、100%にならないところがある。

## ○県民アンケート(抜粋)

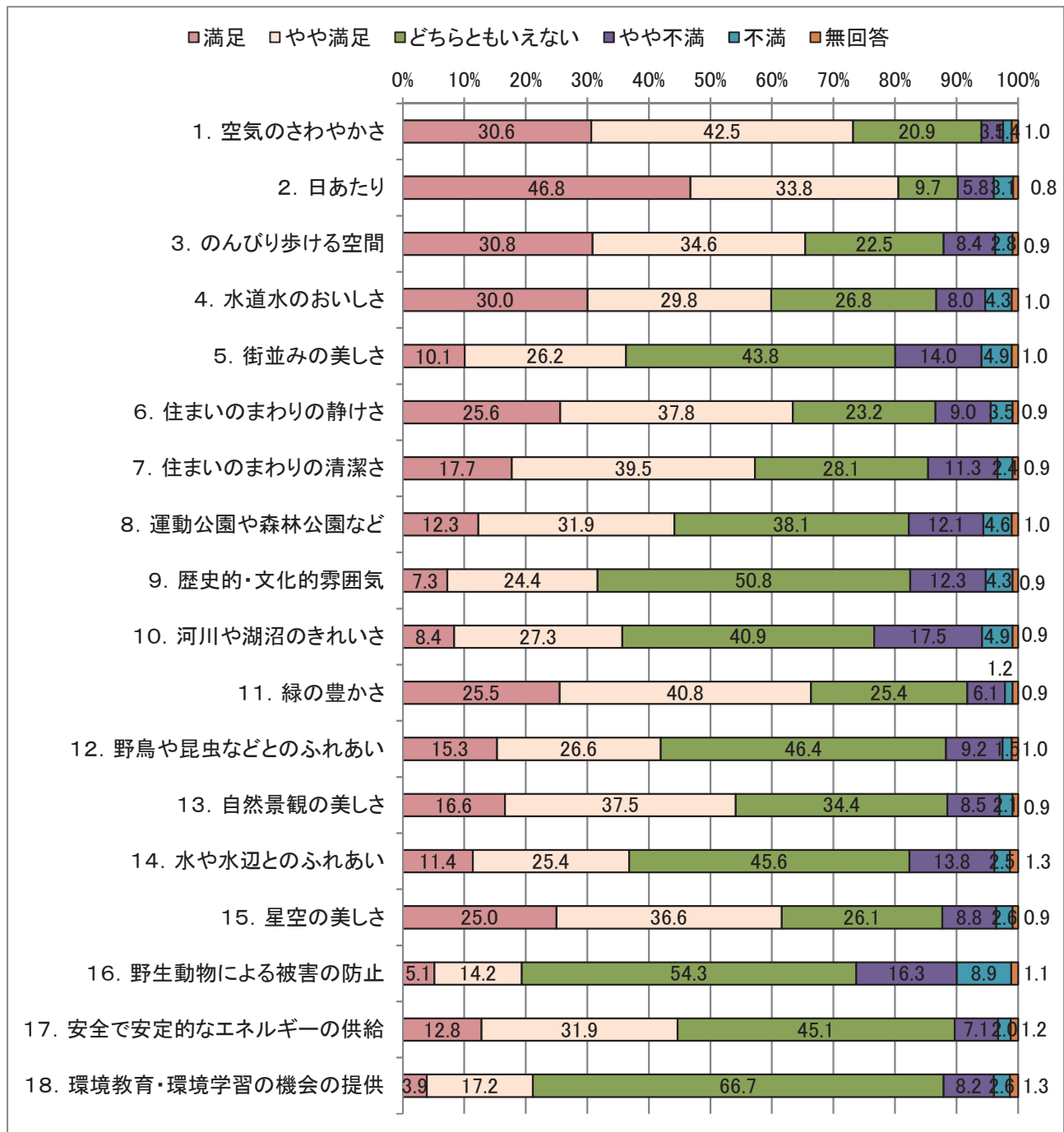
(問) 環境問題には様々な内容がありますが、あなたは以下の環境問題にどの程度関心をお持ちですか。あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

関心の高い問題は、「ゴミ処理やリサイクル」、「地球温暖化」、「大気汚染」でした。一方、関心が低い問題は、「光害」、「SDGs」、「学ぶ体験の機会」でした。



(問) あなたは、身のまわりの環境に満足していますか。各項目について、「1. 満足」～「5. 不満」の中から、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

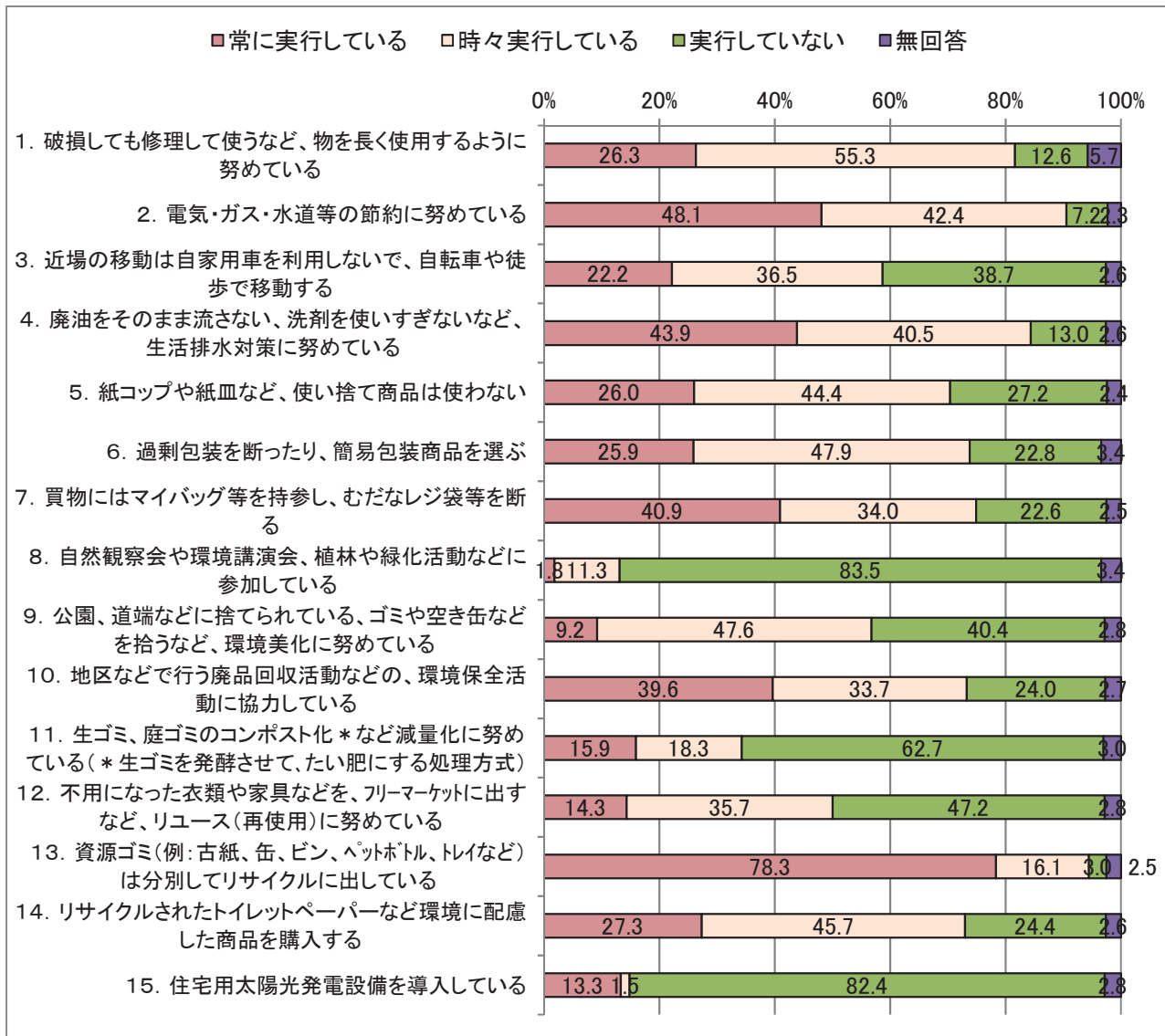
満足度の高い項目は、「日あたり」、「空気のさわやかさ」、「緑の豊かさ」でした。一方、満足度の低い項目は、「野生動物による被害の防止」、「河川や湖沼のきれいさ」、「街並みの美しさ」でした。



(問) あなたは、環境保全のために、現在どのようなことを心がけていますか。また、今後どのような取組を行っていきたいですか。以下のそれぞれの項目について、「A. 現在」「B. 今後」から、あてはまるものをそれぞれ1つ選び、番号に○をつけてください。(○はA, Bそれぞれ1つずつ)

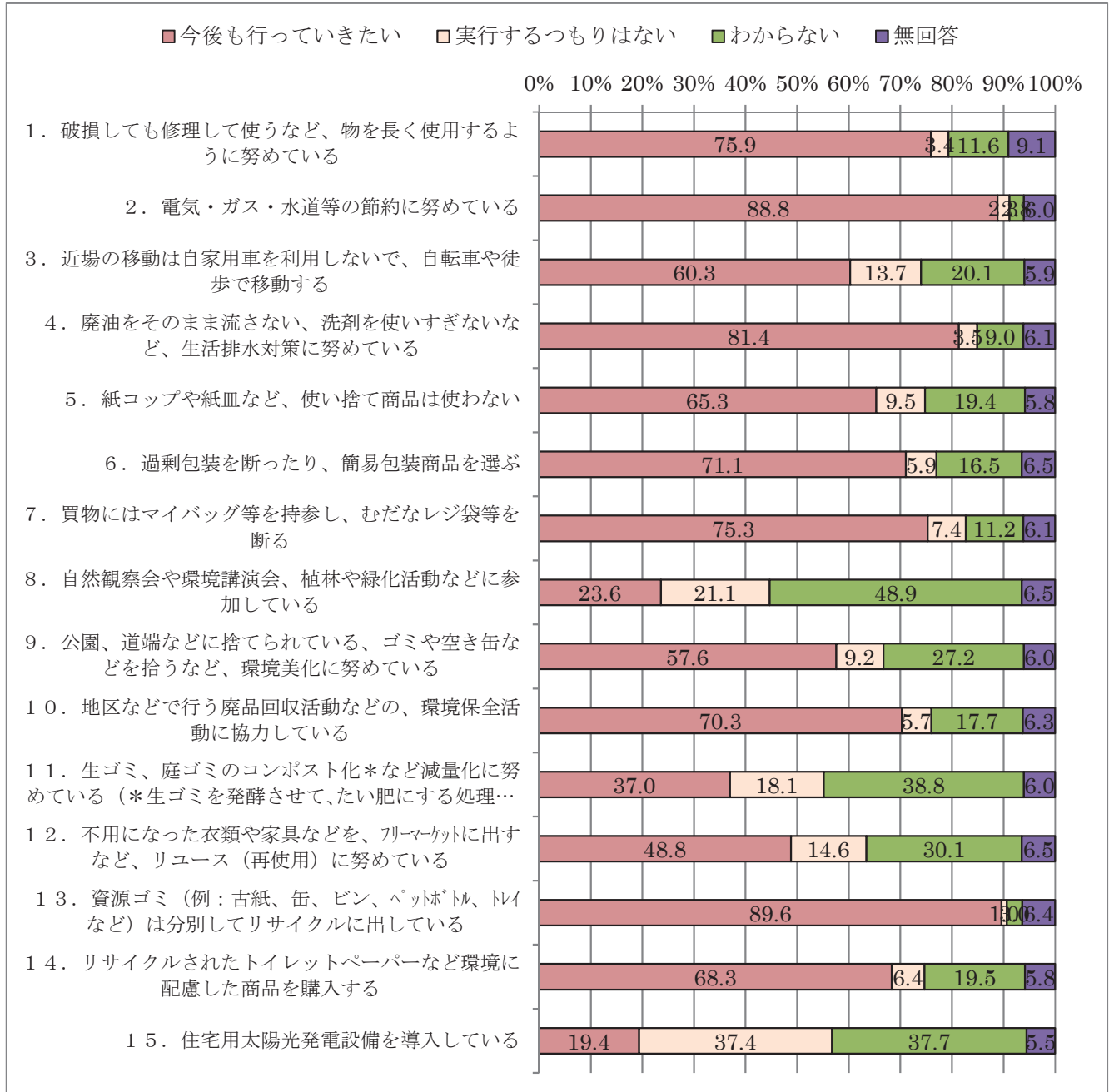
実行率の高い項目は、「資源ごみの分別」、「生活排水対策」でした。一方、実行率の低い項目は、「自然観察会や緑化活動」、「住宅用太陽光発電設備」、「生ごみの減量化」でした。

《現在》



「今後も行っていきたい」の割合が高い項目は、「資源ごみの分別」、「電気・ガス・水道等の節約」、「生活排水対策」でした。一方、実行するつもりはないの割合が高い項目は、「自然観察会や緑化活動」、「住宅用太陽光発電設備」、「生ごみの減量化」でした。

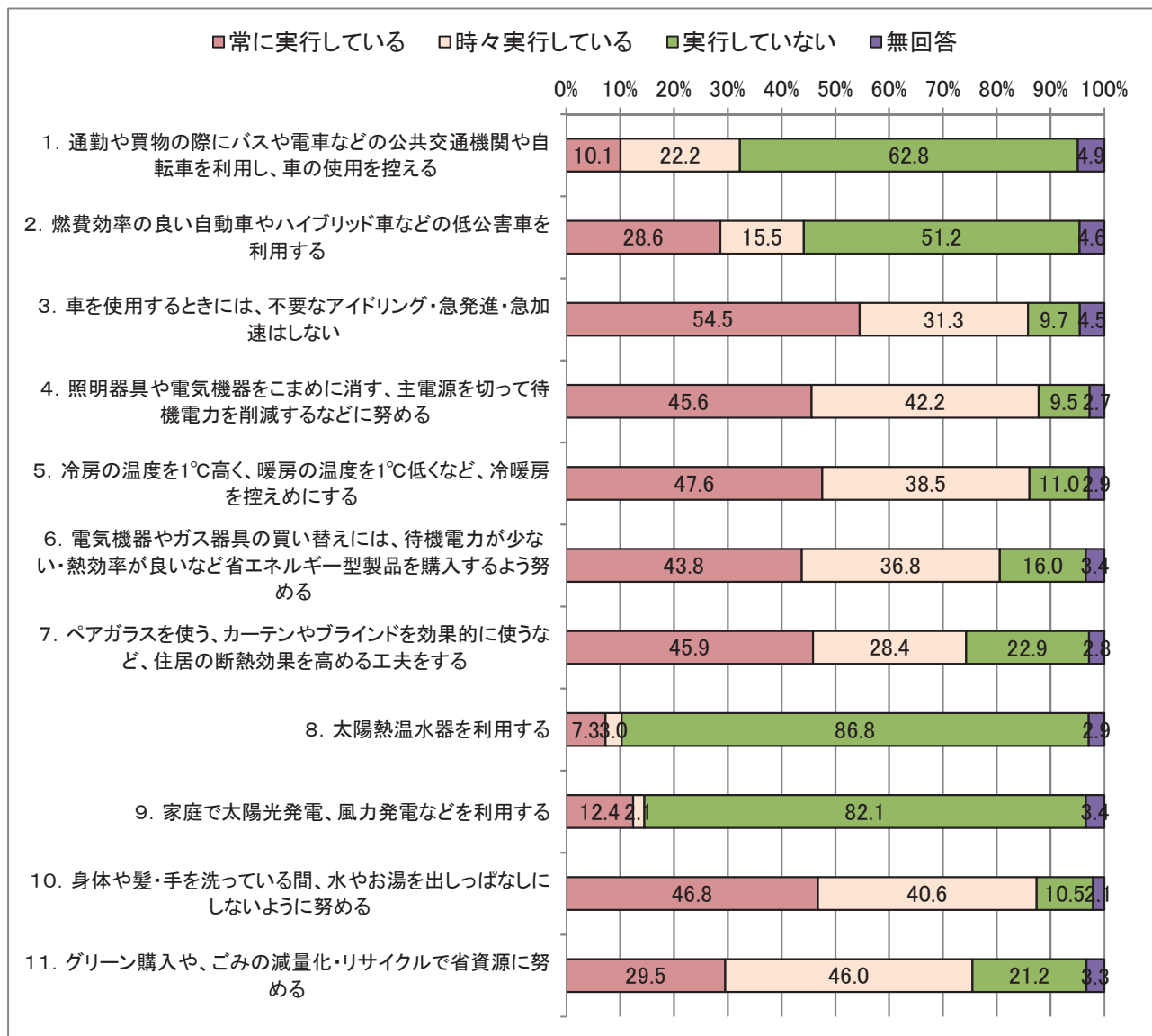
《今後》



(問) あなたは、地球温暖化防止のために、現在どのようなことを心がけていますか。また、今後どのような取組を行っていきたいですか。以下のそれぞれの項目について、「A. 現在」「B. 今後」から、あてはまるものをそれぞれ1つ選び、番号に○をつけてください。(○はA、Bそれぞれ1つずつ)

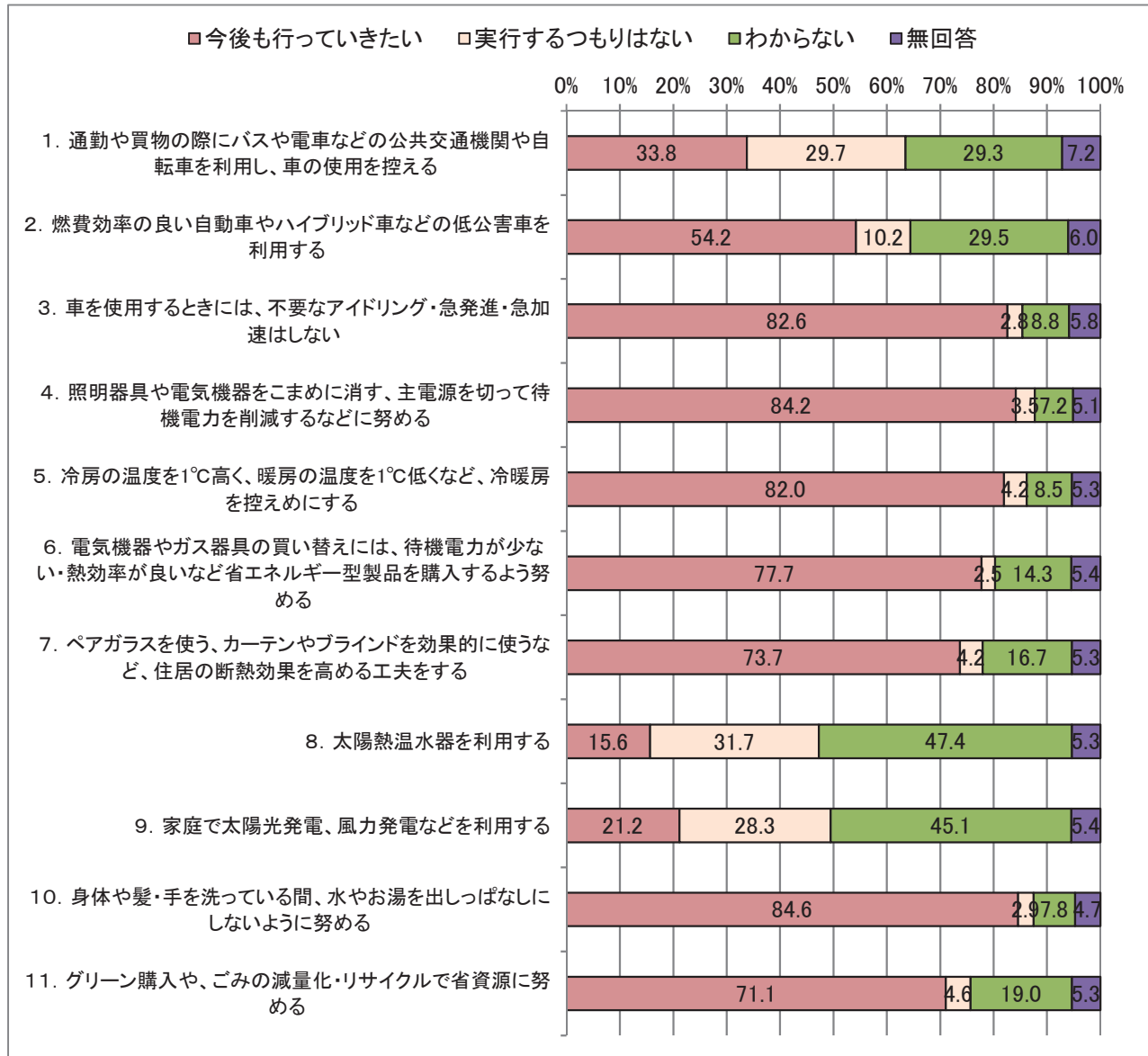
実行している割合が高い項目は、「照明器具や電気機器をこまめに消す」、「水やお湯を出しっぱなしにしない」、「冷暖房を控えめにする」でした。一方、実行している割合が低い項目は、「太陽熱温水器の利用」、「太陽光発電、風力発電などの利用」、「公共交通機関や自転車の利用」でした。

### 《現在》



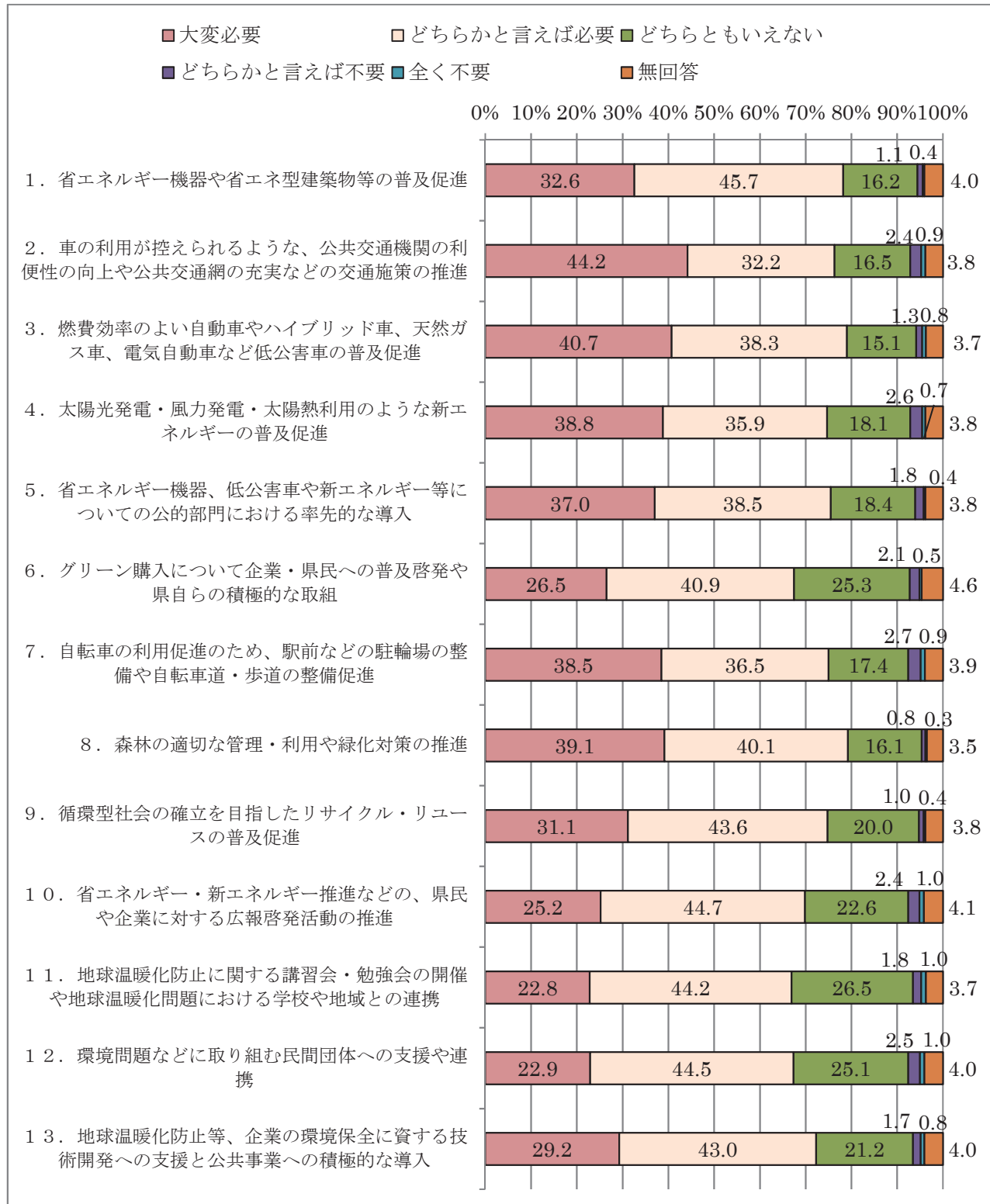
「水やお湯を出しっぱなしにしない」、「節電や待機電力の削減」、「不要なアイドリング・急発進・急加速はしない」、「冷暖房を控えめにする」の4項目について、8割以上の人が「今後も行っていききたい」と回答しています。

《今後》



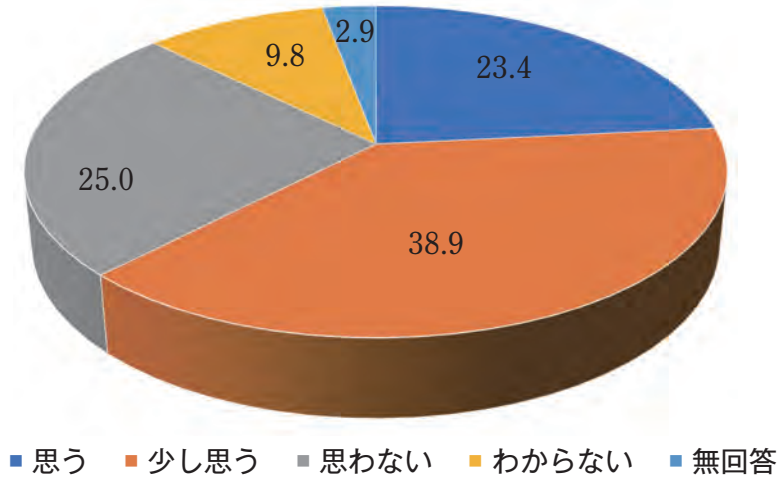
(問) あなたは、地球温暖化防止のため、県としてどのような取組をしていくことが必要だと思いますか。それぞれの課題について、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。  
(○はそれぞれ1つ)

県に求められる取組として割合が高い項目は、「森林の適切な管理・利用や緑化対策の推進」、「低公害車の普及促進」、「新エネルギーの普及促進」でした。

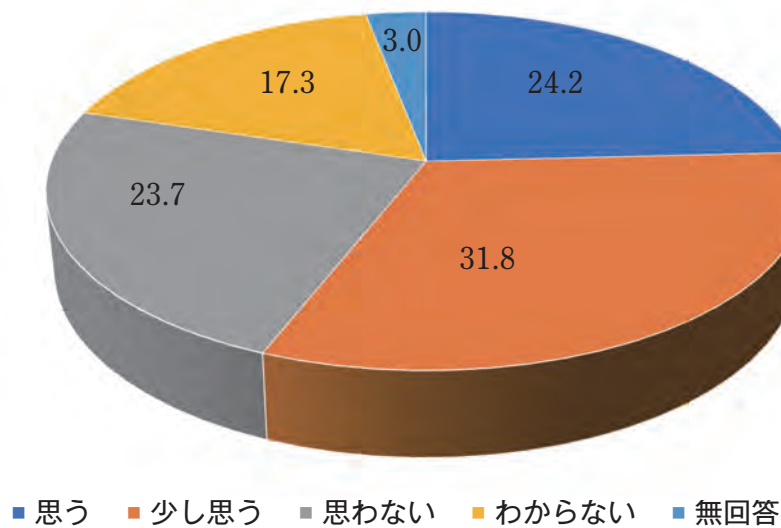




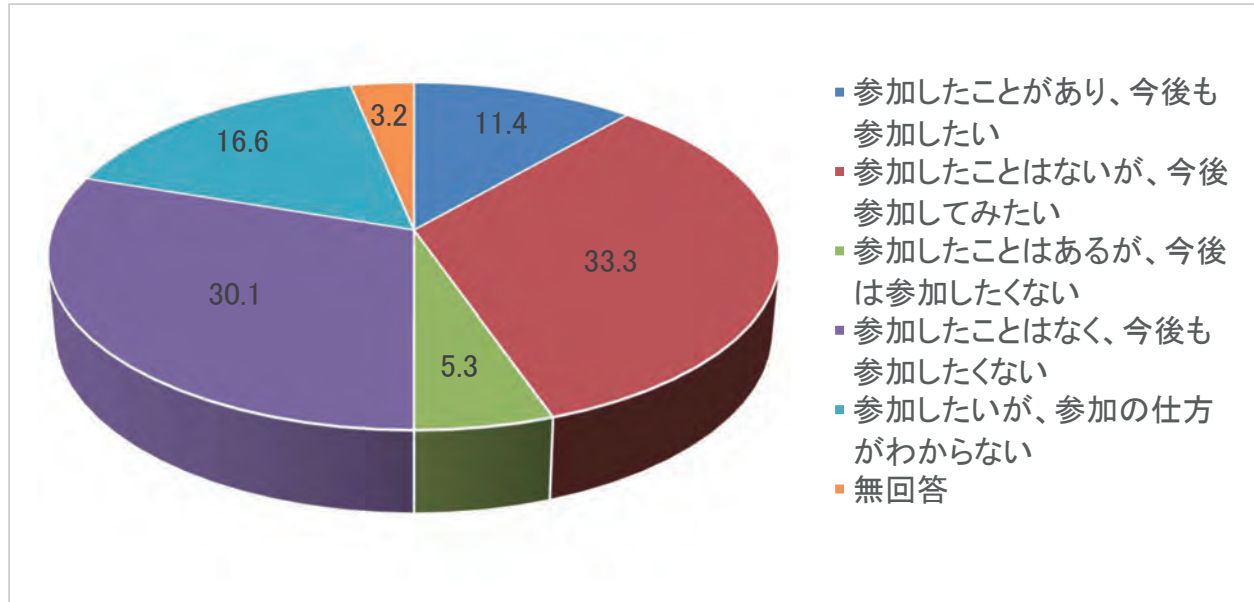
(問) あなたは、5、6年前と比べて、身近な自然環境が少なくなってきたと思いますか。



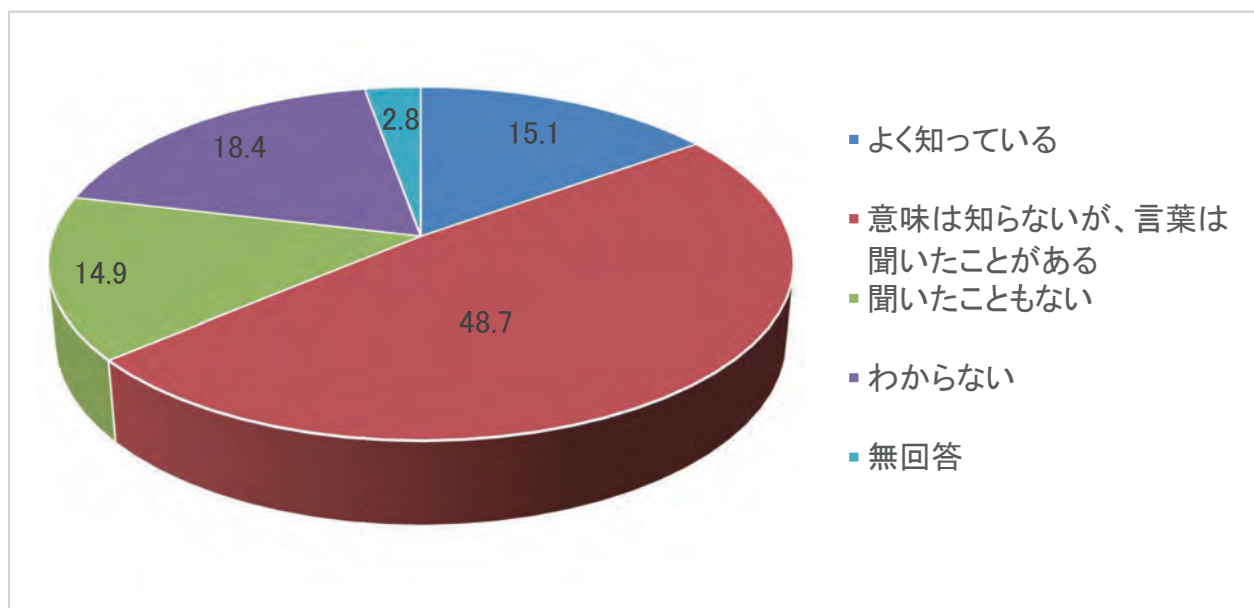
(問) あなたは、5、6年前と比べて、身近な野生の植物や動物の種類が変わってきたと思いますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。



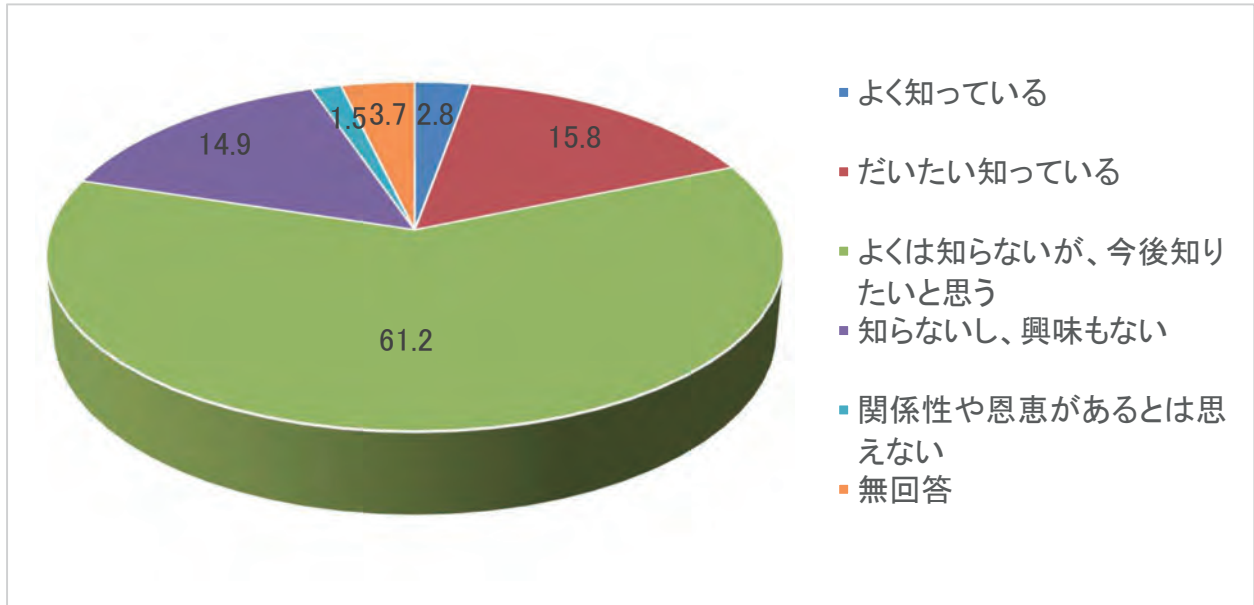
(問) あなたは、「自然環境」を保全する活動に参加したことはありますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。



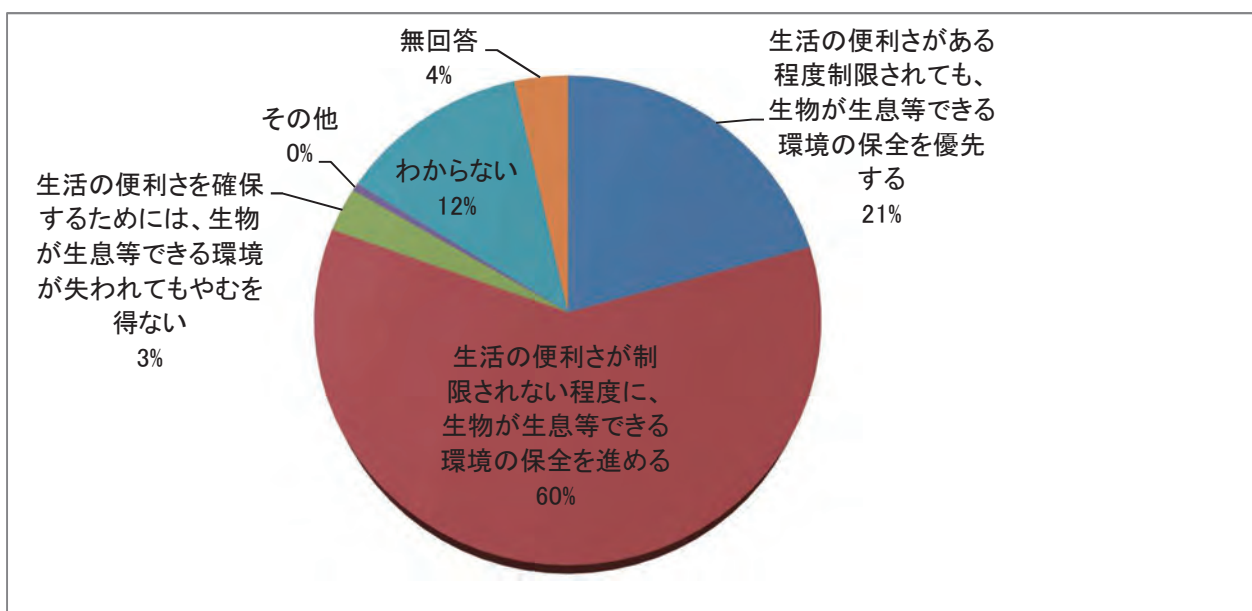
(問) あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。



(問) あなたは、「生物多様性」による人類への恩恵（生態系サービス）や、生物多様性の危機と人間社会との関係性について、知っていますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。



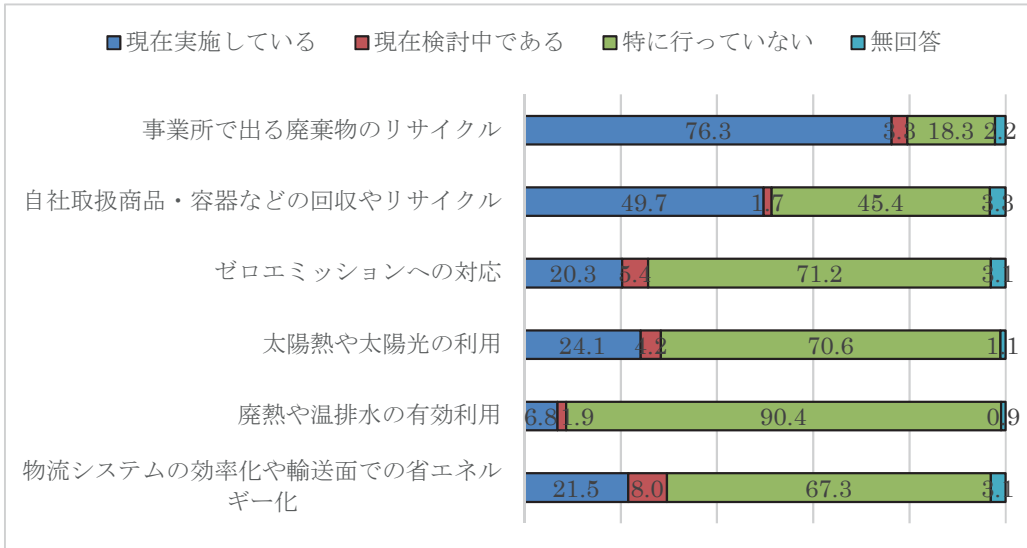
(問) あなたは、「生物多様性」の保全のために、どの取組を支持しますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。



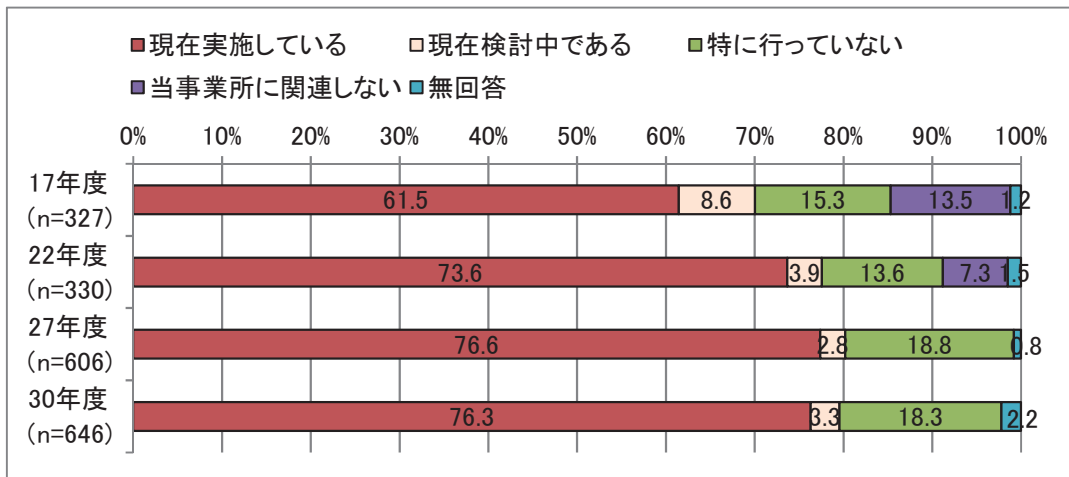
## ○事業所アンケート(抜粋)

(問) 貴事業所では、どのような環境保全の取組を実施していますか。

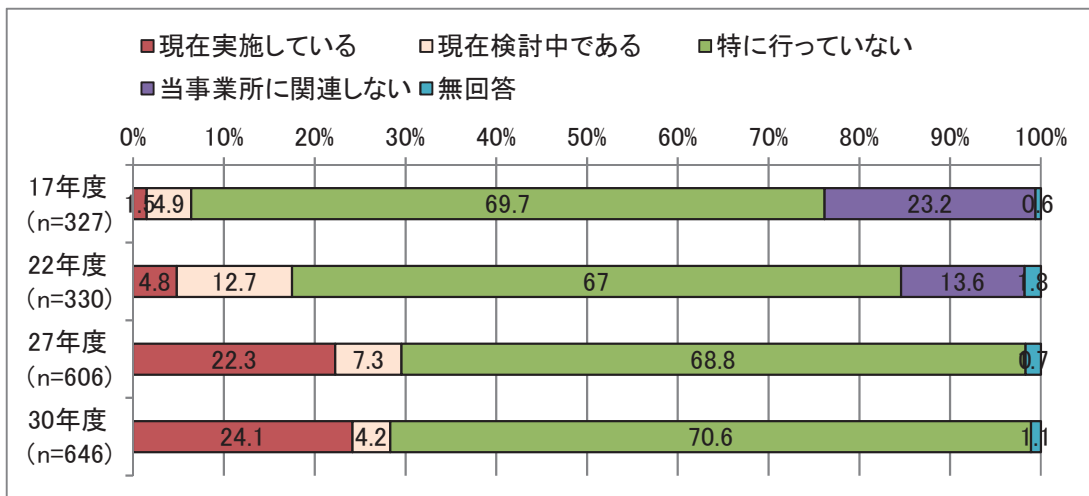
「事業所での廃棄物のリサイクル」の取組は増加傾向にあり、現在 76.3%の事業所で実施しています。また、「太陽熱や太陽光の利用」の取組も増加傾向にあります。



### 【事業所での廃棄物のリサイクルの経年変化】

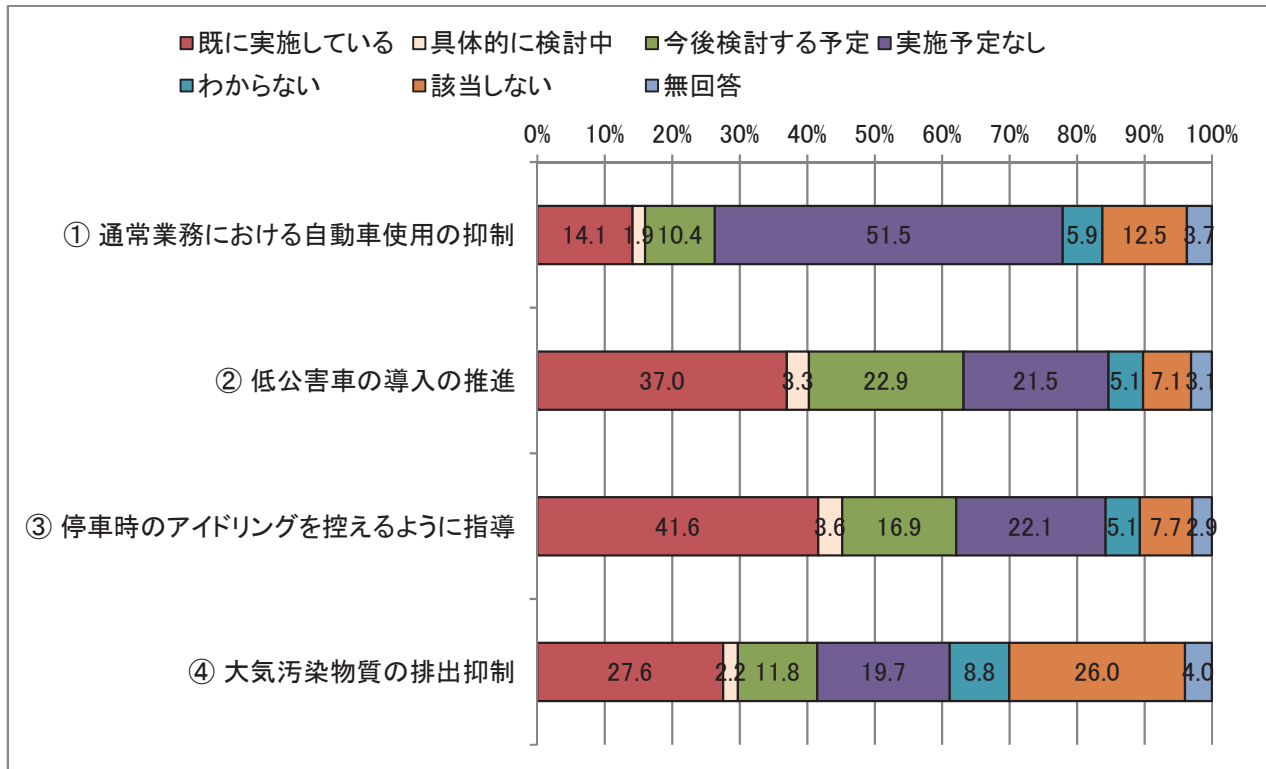


### 【太陽熱や太陽光の利用の経年変化】

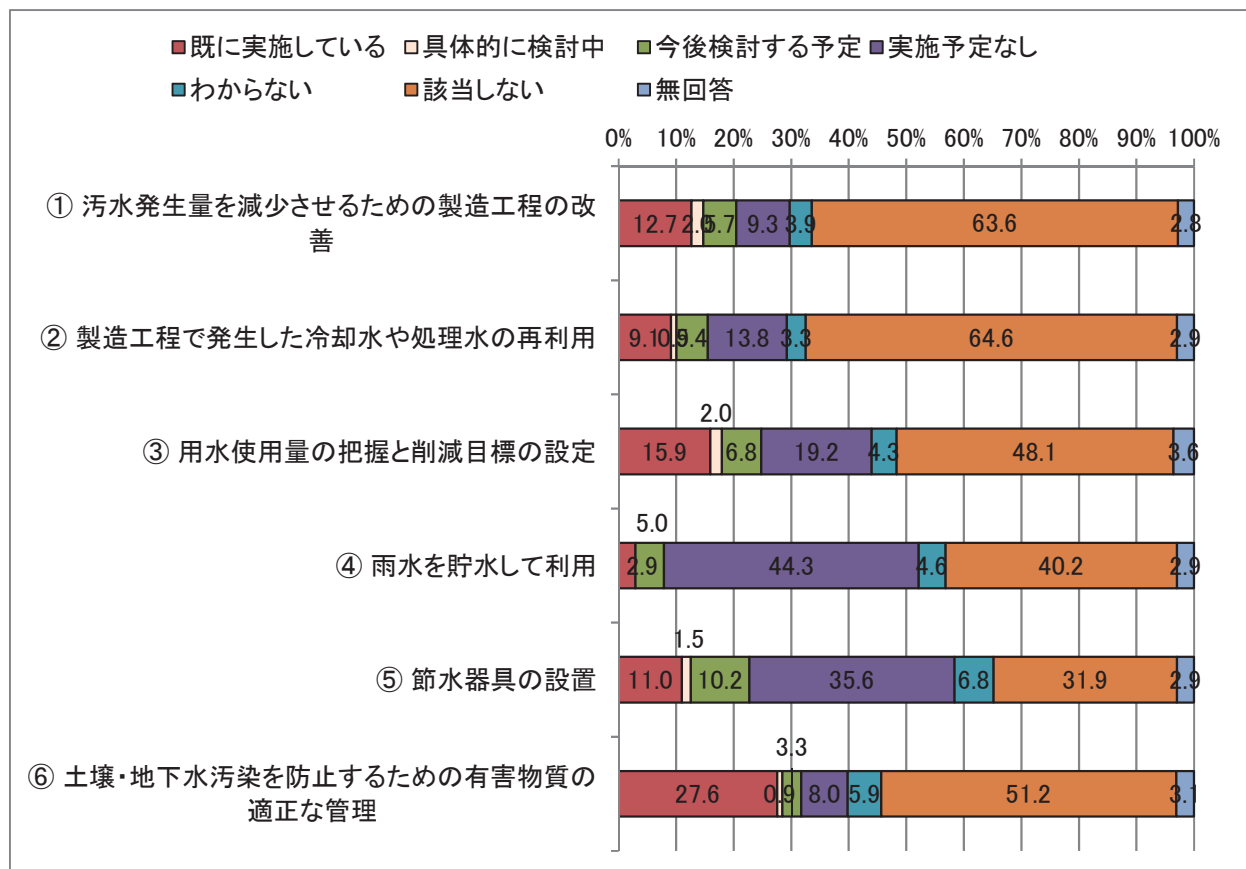


(問) そのほか、貴事業所では、どのような環境保全の取組を実施していますか。

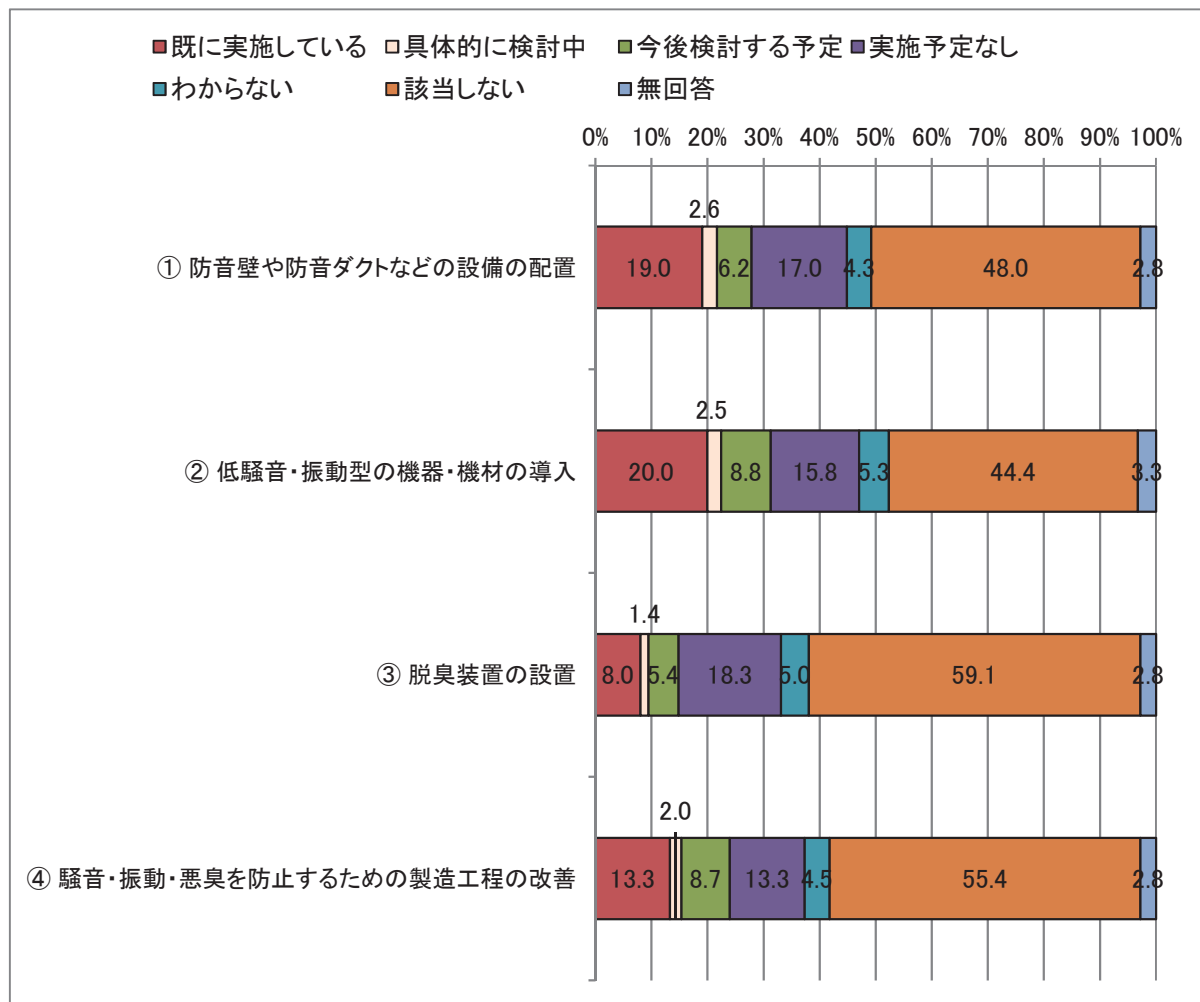
### 【A. 大気環境保全】



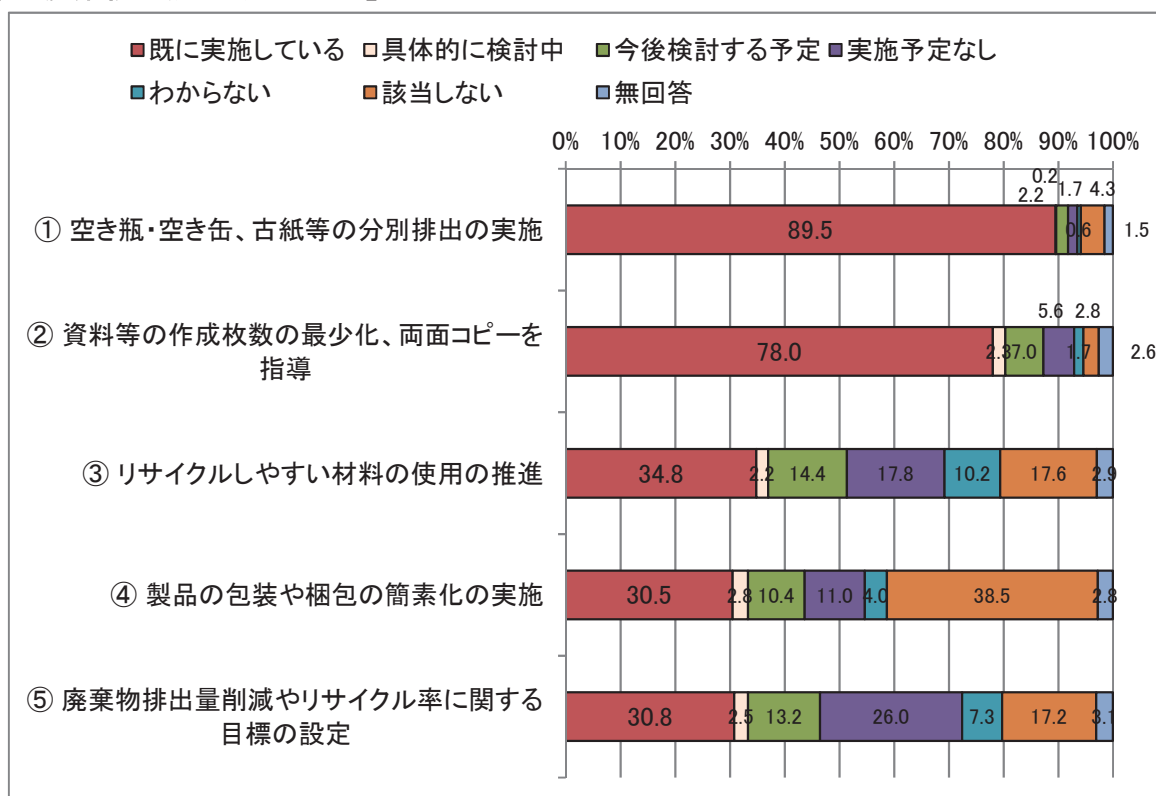
### 【B. 水・土壌環境保全】



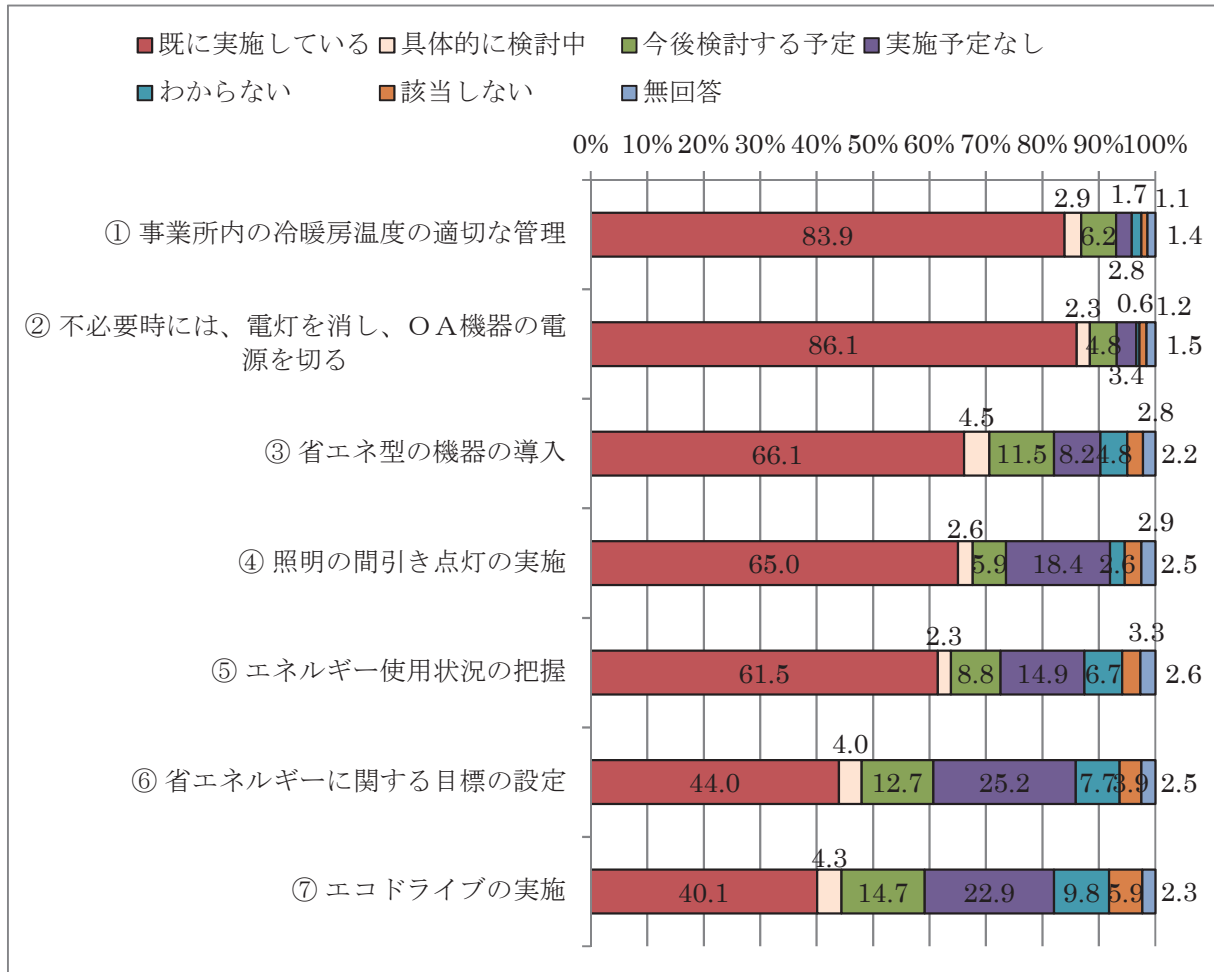
### 【C. 騒音・振動・悪臭】



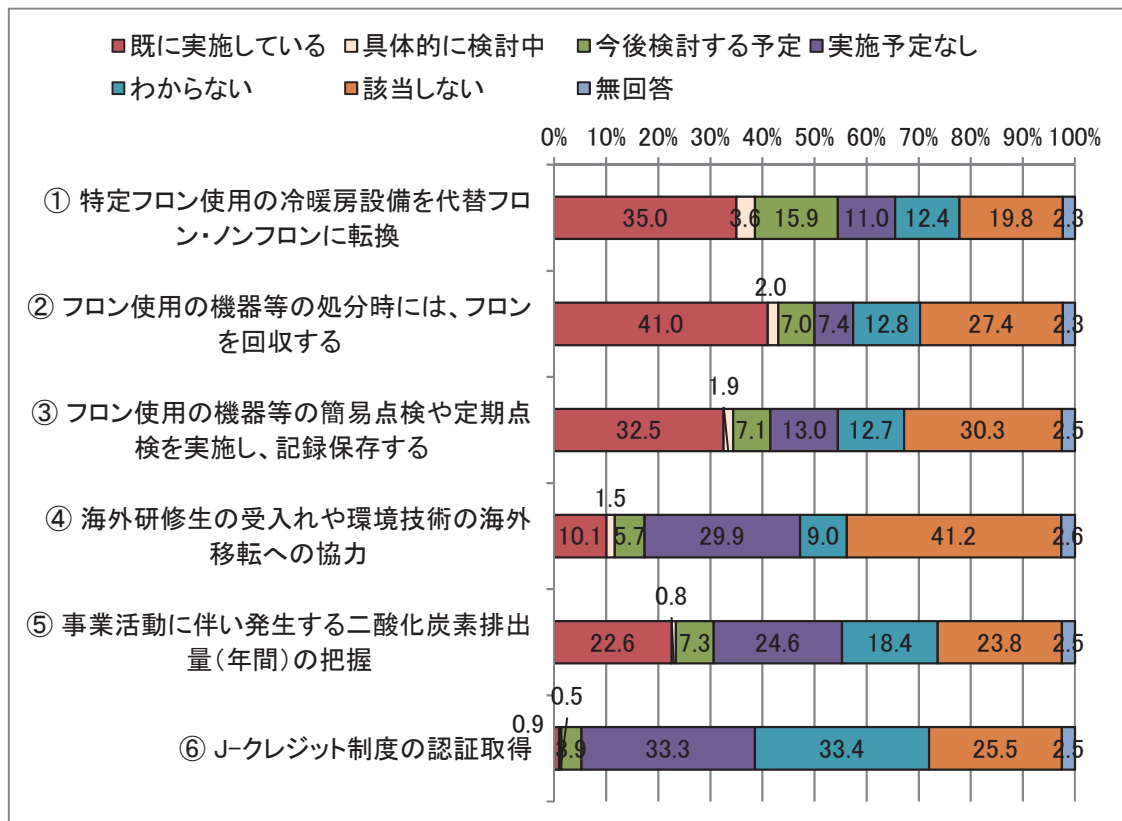
### 【D. 廃棄物の減量・リサイクル】



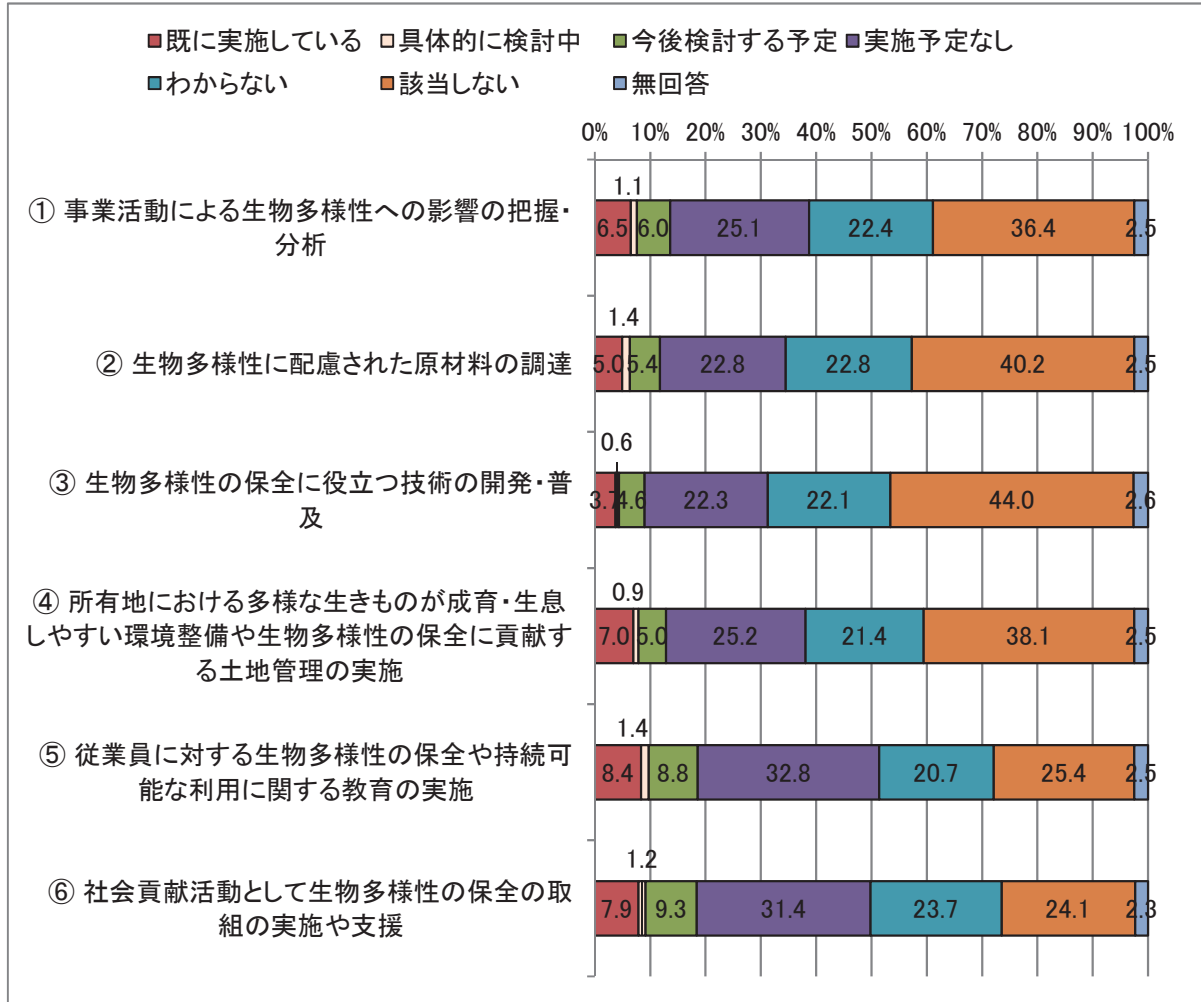
### 【E. 省エネルギー】



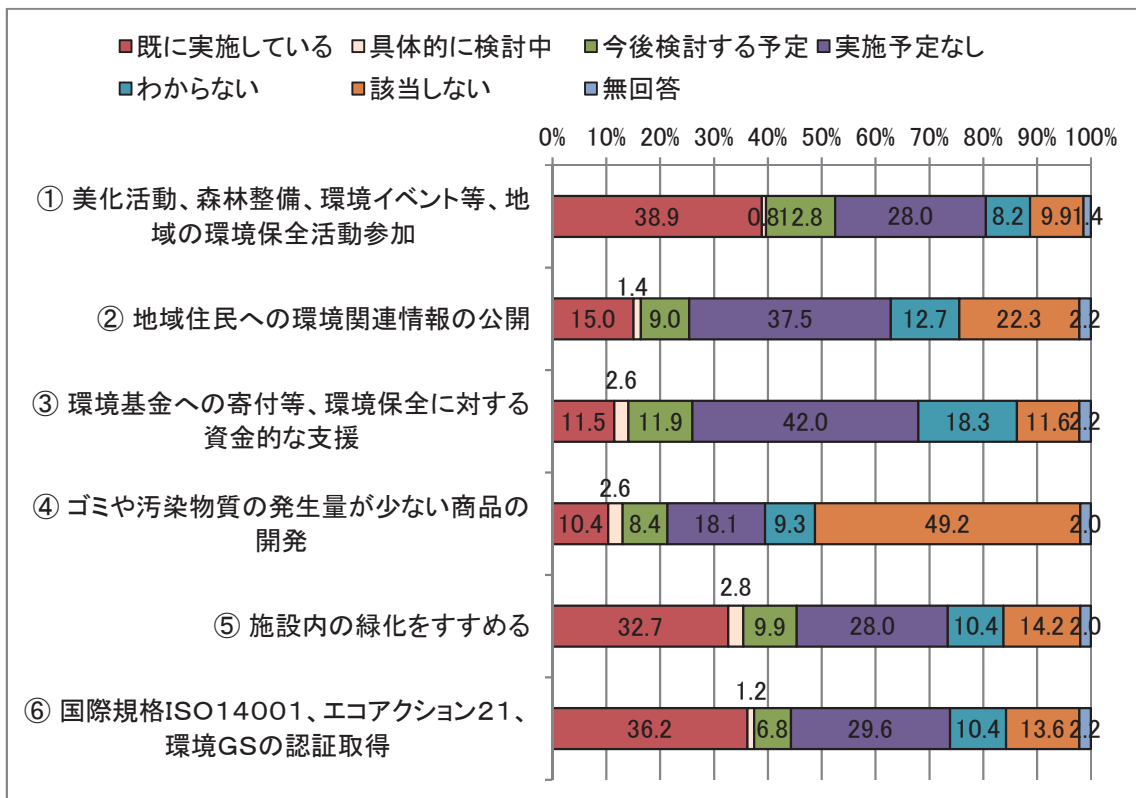
### 【F. 地球環境保全】



## 【G. 自然環境の保全】



## 【H. 活動その他】

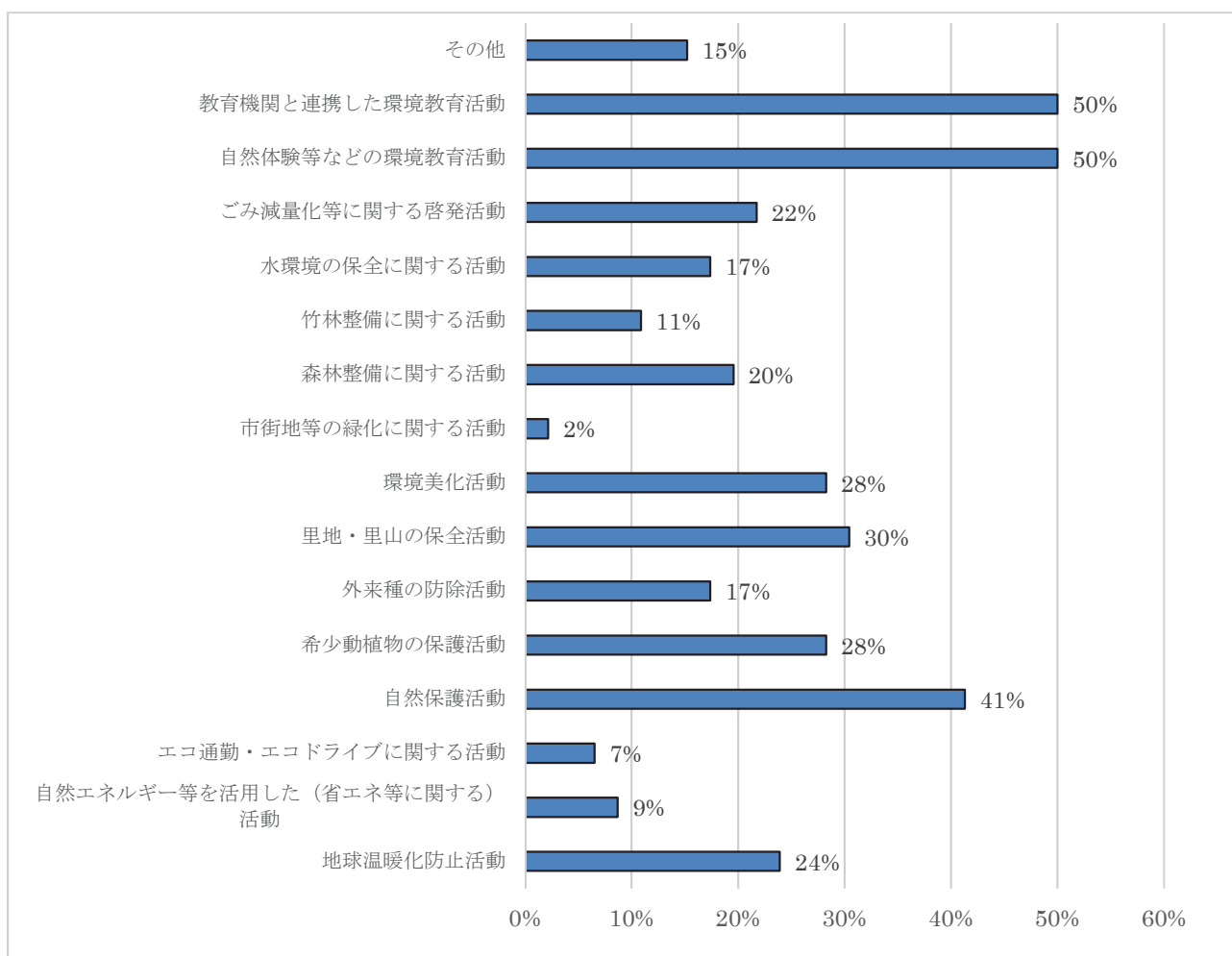




## ○団体アンケート(抜粋)

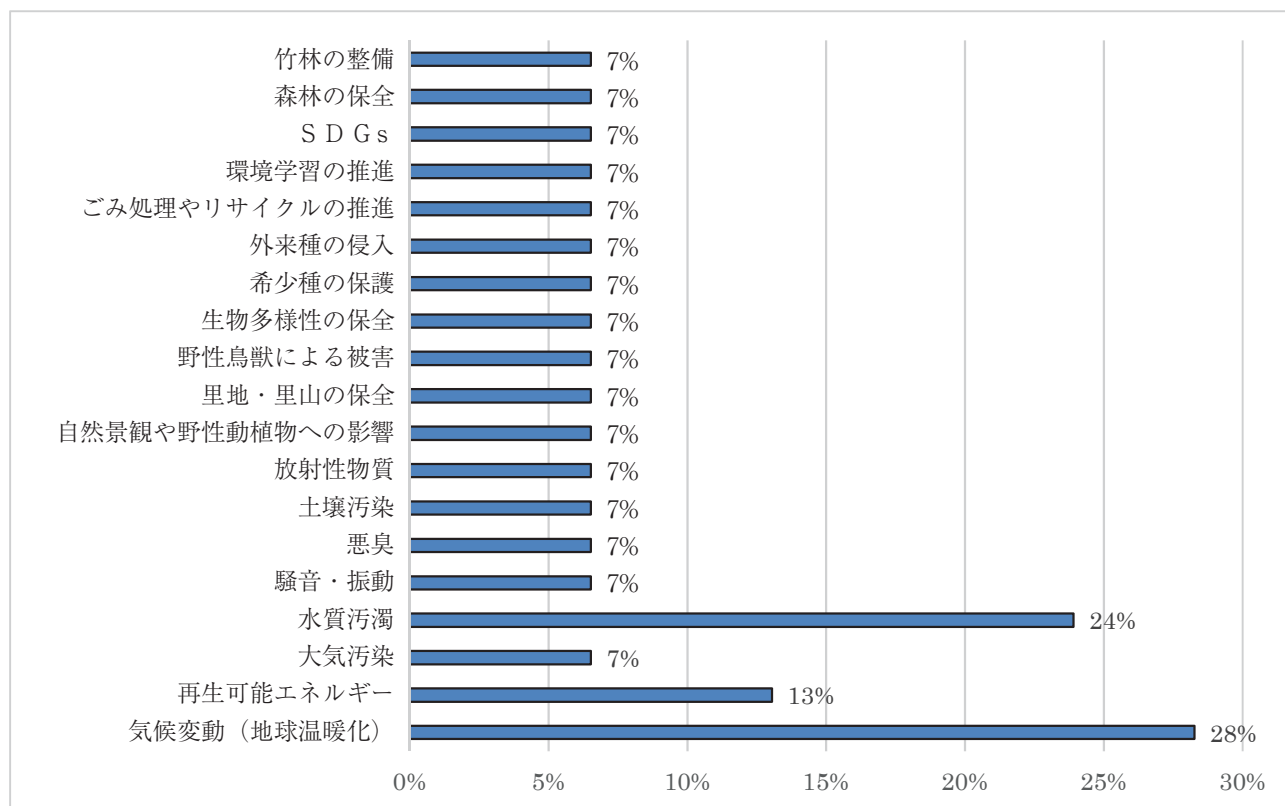
(問) 貴団体では、どのような環境活動を実施していますか。あてはまる番号を回答欄に記入してください。

団体において実施している環境活動等は、「教育機関と連携した環境教育活動」と「自然体験等などの環境教育活動」が最も高く50%であり、次いで「自然保護活動」が41%でした。



(問) 貴団体で、現在の活動以外で関心を持っている環境分野はなんですか。あてはまる番号を回答欄に記入してください。

団体が関心のある環境関係の話題等は、「気候変動（地球温暖化）」が最も高く28%であり、次いで「水質汚濁」が24%でした。



## 群馬県環境審議会 委員

職	氏名	所属等
会長	板橋 英之	群馬大学大学院理工学府教授
副会長	田中 恒夫	前橋工科大学工学部教授
副会長	西村 淑子	群馬大学社会情報学部教授
委員	赤石 紀子	上毛新聞社編集局次長
委員	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	伊藤 司	群馬大学大学院理工学府准教授
委員	宇田 和子	高崎経済大学地域政策学部准教授
委員	大澤 真奈美	群馬県立県民健康科学大学看護学部教授
委員	片岡 美喜	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	神戸 ひとみ	南牧村森林組合参事
委員	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
委員	土倉 泰	前橋工科大学工学部教授
委員	萩原 香	(有)萩原構造計画事務所
委員	林 康夫	JA群馬中央会副会長理事
委員	笛木 京子	環境カウンセラーズぐんま
委員	丸山 真一	群馬大学大学院理工学府教授
委員	宮里 直樹	群馬工業高等専門学校環境都市工学科准教授
委員	宮田 よし子	群馬県消費者団体連絡会副会長
委員	村田 貴朗	(一社)海外環境協力センター主任研究員
委員	山本 芳弘	高崎経済大学経済学部教授
委員	横山 公一	沼田市長
委員	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員
委員	和佐田 なつ江	伊勢崎商工会議所女性会顧問

## 群馬県環境審議会環境基本計画部会 委員

職	氏名	所属等
部会長	西村 淑子	群馬大学社会情報学部教授
委員	飯島 明宏	高崎経済大学地域政策学部教授
委員	神戸 ひとみ	南牧村森林組合参事
委員	笛木 京子	環境カウンセラーズぐんま
委員	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会会員
専門委員	西薊 大実	群馬大学教育学部教授

## 群馬県環境基本計画策定の経過

- 1 群馬県環境基本計画の策定（平成9（1997）年2月）
- 2 群馬県環境基本計画2001-2005の策定（平成13（2001）年3月）
- 3 群馬県環境基本計画2006-2015の策定（平成18（2006）年3月）
- 4 群馬県環境基本計画2011-2015の策定（平成23（2011）年3月）
- 5 群馬県環境基本計画2016-2019の策定（平成28（2016）年3月）
- 6 群馬県環境基本計画2021-2030の策定（令和3（2021）年3月）

平成30（2018）年12月14日	県民・事業者に対するアンケート調査実施（～28日）
平成31（2019）年2月7日	群馬県環境審議会（第1回）開催（諮問）
3月1日	団体に対するアンケート調査実施（～15日）
3月15日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第1回）開催
令和元（2019）年5月13日	環境基本計画推進会議（第1回）開催
6月6日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第2回）開催
8月26日	環境基本計画推進会議（第2回）開催
10月10日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第3回）開催
11月19日	群馬県環境審議会（第2回）開催
12月16日	環境基本計画推進会議（第3回）開催
令和2（2020）年3月17日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第4回）開催
6月25日	環境基本計画推進会議（第4回）開催
9月17日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第5回）開催
11月17日	群馬県環境審議会（第3回）開催
11月19日	環境基本計画推進会議（第5回）開催
12月15日	群馬県環境審議会環境基本計画部会（第6回）開催
12月22日	パブリックコメント募集（～1月20日）
令和3（2021）年2月1日	群馬県環境審議会（第4回）開催
2月15日	群馬県環境審議会答申
3月19日	群馬県議会議決

# 群馬県環境基本条例

平成八年十月二十一日条例第三十六号

改正

平成一一年一二月二二日条例第七二号

平成一二年 三月二三日条例第五〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第九条—第二十四条）

第三章 地球環境保全の推進等（第二十五条）

第四章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制等（第二十六条—第二十八条）

附則

私たちのふるさと群馬は、豊かな森林、美しい山々、清らかに澄んだ川の流れなどのすばらしい自然に恵まれ、多種多様な動植物が生息している。また、古代からの歴史的文化的な遺産も多く、全国に誇る良好な環境に恵まれている。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や豊かな自然の減少をもたらし、人類共通の生存基盤である地球の環境に対してまでも深刻な影響を及ぼすようになってきている。

環境は、祖先から贈られたものであると同時に子孫からの預かりものである。私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

その責務を果たすために、私たちは、すべての世代にわたり、一人一人が、水や森林などの地球上の資源は有限であることに思いをめぐらし、日常生活や事業活動などあらゆる活動において環境に配慮するとともに、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を築くことに積極的に取り組まなければならない。

ここに、私たち県民は、共に力を合わせ、また、広く県域を超えた協力を確保しつつ、良好な環境の保全及び創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた群馬を築くため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

**第二条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の

確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

**第三条** 良好な環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に環境への負荷を低減することその他の行動に取り組むことにより持続的に発展することができる県土が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、良好な環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策について支援するように努めるものとする。

**第五条** 削除

削除

（事業者の責務）

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告等）

**第八条** 知事は、毎年、議会に、環境の状況及び県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出しなければならない。

## 第二章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

**第九条** 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に責任を持つ人づくりを行うこと。
- 二 豊かな自然の保全及び創造並びにその持続可能な利用並びに環境と調和できる地域形成、環境に配慮した社会基盤整備等により、自然と共生できる地域づくりを行うこと。
- 三 公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理及び減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。
- 四 行政、事業者及び県民の役割分担と参加のための仕組みづくりを行うこと。

(環境基本計画)

**第十条** 知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、群馬県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- 二 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ群馬県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策と環境基本計画との整合)

**第十一条** 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価の推進)

**第十二条** 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

**第十三条** 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

**第十四条** 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備、研究開発その他の適切な措置を自らとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備その他の事業の推進)

**第十五条** 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含

む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

**第十六条** 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(快適環境の創造等)

**第十七条** 県は、地域の特性をいかした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な環境その他の快適環境の創造又は保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習)

**第十八条** 県は、環境教育及び環境学習の振興並びに環境に関する広報活動の充実により、事業者及び幼児を始めとするすべての世代の県民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動を促進するための措置)

**第十九条** 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

**第二十条** 県は、環境教育及び環境学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の推進)

**第二十一条** 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(監視等の体制の整備)

**第二十二条** 県は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境管理及び環境監査の普及)

**第二十三条** 県は、事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために事業者が行う環境管理及び環境監査について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(県の率先実行)

**第二十四条** 県は、事業者及び消費者としての立場にかんがみ、良好な環境の保全及び創造に資する行為を率先して実行するものとする。

### 第三章 地球環境保全の推進等

**第二十五条** 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、良好な環境の保全及び創造に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第四章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制等



(推進体制の整備)

**第二十六条** 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村との連携及び民間団体等との協働により、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

**第二十七条** 県は、良好な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第二十八条** 県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

(群馬県自然環境保全条例の一部改正)

2 群馬県自然環境保全条例(昭和四十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「定め、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

**第二条** 県、市町村、事業者及び県民は、群馬県環境基本条例(平成八年群馬県条例第三十六号)

第三条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を次のように改める。

**第四条** 削除

第六条を次のように改める。

**第六条** 削除

第八条から第十条までを次のように改める。

**第八条から第十条まで** 削除

附 則(平成十一年十二月二十二日条例第七十二号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十三日条例第五十号抄)









(施行期日)

**第一条** この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十章第二節及び第二百二十四条の規定は、公布の日から施行する。










(規則への委任)

**第十一条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

# SDGs と実施施策との関係

SDGs		1	2	3	4	5	6	7	8
分野（4つの柱）		 貧困	 飢餓	 健康・福祉	 教育	 ジェンダー	 水・トイレ	 エネルギー	 働きがい・経済成長
1	地球温暖化対策の推進		(1) 脱炭素社会の実現に向けて					(3) 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消	(3) 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消
2	持続可能な循環型社会づくり			(2) 廃棄物等の適正処理の推進（有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進等）	(4) 持続可能な社会を支える人づくり（環境学習の推進）		(2) 廃棄物等の適正処理の推進（有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進等）	(1) 5Rの推進（バイオマスの活用推進）	(1) 5Rの推進 (4) 持続可能な社会を支える人づくり
3	自然との共生と森林（もり）づくり		(3) 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組		(2) 生態系に応じた自然環境の保全と再生（尾瀬の保全）		(2) 生態系に応じた自然環境の保全と再生（水辺空間の保全・再生）		(4) 自然とのふれあいの拡大（ふれあいを深めるための「人材」の育成） (5) 森林環境の保全（森林を支える仕組みづくり）
4	安全・安心で快適な生活環境づくり			(2) 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止 (3) 有害化学物質による環境リスクの低減 (4) 放射性物質への対応			(1) 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進（水質汚濁・地下水汚染の防止） (3) 有害化学物質による環境リスクの低減		

※第5章の実実施策のうち、代表的な施策とSDGsの各ゴールとの関係を示す。太枠は特に関連性が強い施策を示す。

9 産業・技術革新 	10 不平等 	11 住み続けられる街 	12 つくる責任・つかう責任 	13 気候変動 	14 海の豊かさ 	15 陸の豊かさ 	16 平和・公正 	17 パートナーシップ 
(1) 脱炭素社会の実現に向けて (3) 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消		(1) 脱炭素社会の実現に向けて		(1) 脱炭素社会の実現に向けて (2) 気候変動適応策の推進 (5) 二酸化炭素吸収源対策 (6) フロン類排出抑制対策		(1) 脱炭素社会の実現に向けて (5) 二酸化炭素吸収源対策 (6) フロン類排出抑制対策		(3) 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消
(1) 5 Rの推進（リサイクル関連産業の振興） (5) 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大（事業者の取組の促進）		(3) 災害廃棄物処理体制の強化	(1) 5 Rの推進（生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル、食品ロスの削減）		(1) 5 Rの推進（プラスチックごみの削減）			(1) 5 Rの推進 (3) 災害廃棄物処理体制の強化（広域的な災害廃棄物処理体制の強化） (4) 持続可能な社会を支える人づくり（環境情報の提供と共有化） (5) 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大（県民・民間団体の取組への支援）
		(4) 自然とのふれあいの拡大（ふれあいの「場」の確保）				(1) 生物多様性の保全 (2) 生態系に応じた自然環境の保全と再生（多様な生態系の保全） (5) 森林環境の保全（森林を支える仕組みづくり） (6) 里山・平地林・里の水辺の再生		(5) 森林環境の保全（森林を支える仕組みづくり）
		(1) 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進（地盤沈下の防止） (2) 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止 (3) 有害化学物質による環境リスクの低減	(3) 有害化学物質による環境リスクの低減		(1) 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進（水質汚濁・地下水汚染の防止）	(1) 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進（土壌汚染対策の推進） (5) 快適な生活環境の創造		